

周南市高齢者プラン  
第10次老人保健福祉計画・  
第9期介護保険事業計画

【令和6（2024）年度～令和8（2026）年度】

計画素案

3月14日時点

令和6年3月

周南市



# 目 次

第1章 計画の概要.....	1
1 計画の背景と目的.....	1
2 法の根拠.....	3
3 上位計画等の整合.....	4
4 計画の期間.....	4
5 計画の策定体制.....	5
第2章 周南市の現状と課題.....	6
1 周南市の現状.....	6
2 アンケート調査結果からみた現状.....	11
3 第9次老人保健福祉計画・第8期介護保険事業計画の課題.....	25
基本目標1「健康づくり・介護予防の総合的な推進」についての課題.....	25
基本目標2「高齢者が活躍できる社会づくりの推進」についての課題.....	26
基本目標3「地域包括ケアシステムの深化・推進」についての課題.....	26
基本目標4「介護保険制度の円滑な運営」についての課題.....	28
第3章 計画の基本的な考え方.....	29
1 基本理念.....	29
2 基本目標.....	30
3 計画の体系.....	31
第4章 施策の展開.....	32
1 健康づくり・介護予防の総合的な推進.....	32
2 高齢者が活躍できる社会づくりの推進.....	35
3 地域包括ケアシステムの深化・推進.....	36
4 介護保険制度の円滑な運営.....	44
第5章 推進体制の整備.....	71
1 市役所内部の連携強化.....	71
2 市役所外部との連携強化.....	71
資料編.....	73

本文中の※印の語句については、巻末に「用語解説」を掲載しています。

# 第 1 章 計画の概要

## 1 計画の背景と目的

わが国の高齢者人口（65歳以上の人口）は近年一貫して増加を続けており、令和2（2020）年の国勢調査では高齢化率は28.8%となっています。また、令和7（2025）年にはいわゆる団塊世代が75歳以上となり、国民の4人に1人が後期高齢者という超高齢化社会を迎えることが見込まれます。全国で見れば、65歳以上人口は令和22（2040）年を超えるまで、75歳以上人口は令和37（2055）年まで増加傾向が続きます。そして要介護認定率や介護給付費が急増する85歳以上人口は令和17（2035）年まで75歳以上人口を上回る勢いで増加し、令和42（2060）年頃まで増加傾向が続くことが見込まれます。

一方で、生産年齢人口は減少していくことが見込まれ、今後、急激に高齢化が進行する地域もあれば、高齢化がピークを越える地域もあるなど、人口構成の変化や介護ニーズ等の動向は地域ごとに異なります。こうした地域ごとの中長期的な人口動態や介護ニーズの見込み等を踏まえて介護サービス基盤を整備するとともに、地域の実情に応じて、地域包括ケアシステムの深化・推進や介護人材の確保、介護現場の生産性の向上を図るための具体的な取組内容や目標を、優先順位を検討した上で、介護保険事業計画に定めることが重要です。

本市では、令和3（2021）年に策定した「周南市高齢者プラン（第9次老人保健福祉計画・第8期介護保険事業計画）」において、基本理念である「住み慣れた地域で支え合い、“自分らしく”安心して暮らせるまちづくり」の実現に向け、地域包括ケアシステムの更なる推進に向けた取り組んできました。このたび計画期間が満了したことから、国の第9期計画の基本指針に基づき、ひとり暮らし高齢者の世帯や高齢者のみの世帯の増加、認知症高齢者の増加など、高齢者を取り巻く様々な課題等を踏まえ、「周南市高齢者プラン（第10次老人保健福祉計画・第9期介護保険事業計画）」を策定します。

## ◆第9期介護保険事業（支援）計画の基本指針（大臣告示）のポイント

※令和5（2023）年7月10日 社会保障審議会介護保険部会資料より引用

### 1. 介護サービス基盤の計画的な整備

#### ① 地域の実情に応じたサービス基盤の整備

- ・中長期的な地域の人口動態や介護ニーズの見込み等を適切に捉えて、施設・サービス種別の変更など既存施設・事業所のあり方も含め検討し、地域の実情に応じて介護サービス基盤を計画的に確保していく必要
- ・医療・介護双方のニーズを有する高齢者の増加を踏まえ、医療・介護を効率的かつ効果的に提供する体制の確保、医療・介護の連携強化が重要
- ・中長期的なサービス需要の見込みを サービス提供事業者を含め、地域の関係者と共有し、サービス基盤の整備の在り方を議論することが重要

#### ② 在宅サービスの充実

- ・居宅要介護者の在宅生活を支えるための定期巡回・随時対応型訪問介護看護、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護など地域密着型サービスの更なる普及
- ・居宅要介護者の様々な介護ニーズに柔軟に対応できるよう、複合的な在宅サービスの整備を推進することが重要
- ・居宅要介護者を支えるための、訪問リハビリテーション等や介護老人保健施設による在宅療養支援の充実

### 2. 地域包括ケアシステムの深化・推進に向けた取組

#### ① 地域共生社会の実現

- ・地域包括ケアシステムは地域共生社会の実現に向けた中核的な基盤となり得るものであり、制度・分野の枠や「支える側」「支えられる側」という関係を超えて、地域住民や多様な主体による介護予防や日常生活支援の取組を促進する観点から、総合事業<sup>\*</sup>の充実を推進
- ・地域包括支援センターの業務負担軽減と質の確保、体制整備を図るとともに、重層的支援体制整備事業において属性や世代を問わない包括的な相談支援等を担うことも期待
- ・認知症に関する正しい知識の普及啓発により、認知症への社会の理解を深めることが重要

#### ② デジタル技術を活用し、介護事業所間、医療・介護間での連携を円滑に進めるための医療・介護情報基盤の整備

### ③ 保険者機能の強化

- ・ 給付適正化事業の取組の重点化・内容の充実・見える化

### 3. 地域包括ケアシステムを支える介護人材確保及び介護現場の生産性向上

- ・ 介護人材を確保するため、処遇の改善、人材育成への支援、職場環境の改善による離職防止、外国人材の受入環境整備などの取組を総合的に実施
- ・ 都道府県主導の下で生産性向上に資する様々な支援・施策を総合的に推進。介護の経営の協働化・大規模化により、人材や資源を有効に活用。
- ・ 介護サービス事業者の財務状況等の見える化を推進

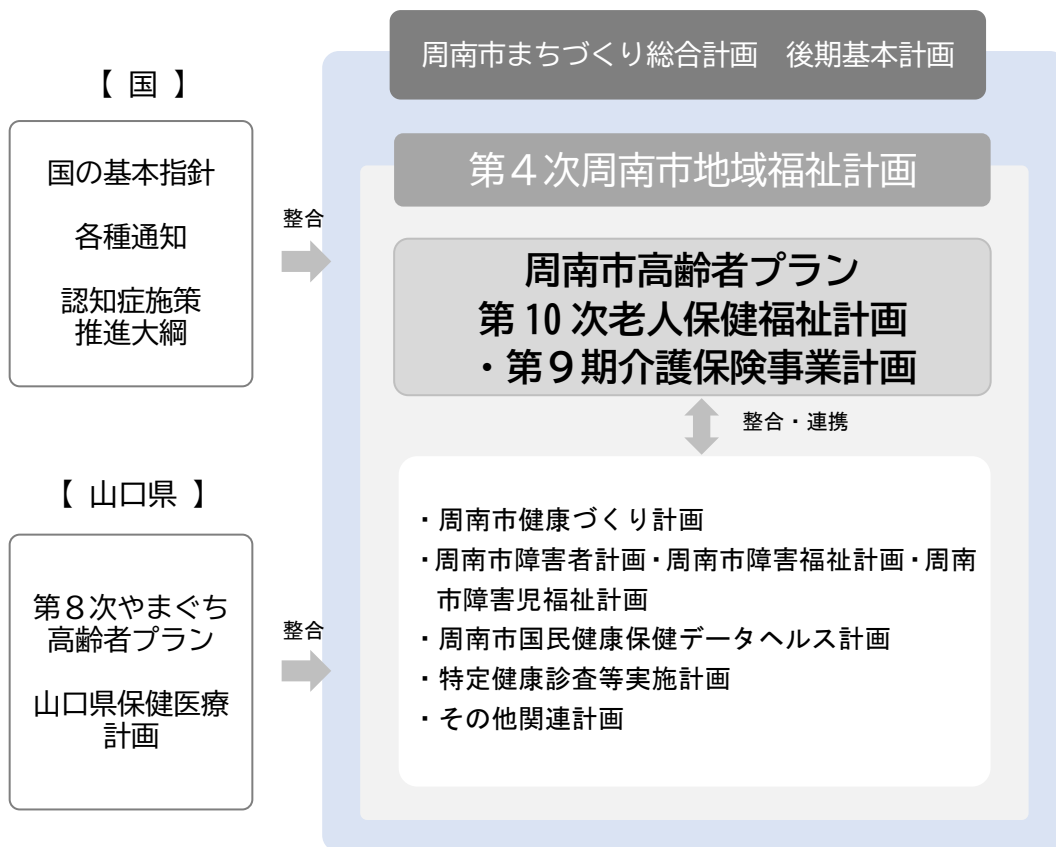
## 2 法の根拠

本計画は、老人福祉法に基づく「老人福祉計画」及び介護保険法に基づく「介護保険事業計画」を一体として策定します。

計画名	計画の目的	根拠法
老人福祉計画	介護保険以外のサービスや生きがいづくりなど、高齢者の地域における福祉の向上をめざす。	老人福祉法第 20 条の 8 第 1 項
介護保険事業計画	介護保険給付サービスの見込量とその確保策、制度の円滑な実施に向けた取り組みを定める。	介護保険法第 117 条第 1 項

### 3 上位計画等の整合

本計画は「周南市まちづくり総合計画 後期基本計画」を上位計画とし、本市の関連計画との調和、国・県の関連計画との整合を図りながら策定するものです。



### 4 計画の期間

本計画期間は、令和6（2024）年度から令和8（2026）年度までの3年間とします。  
また、令和22（2040）年に向けたサービス・給付・保険料の水準を推計し、施策の展開を図ります

【計画期間】

令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
<令和22（2040）年までの見通し>								
第8期計画 2021～2023			第9期計画 2024～2026			第10期計画 2027～2029		

## 5 計画の策定体制

---

### (1) 周南市高齢者保健福祉推進会議の実施

---

高齢者の保健福祉施策について、学識経験者や関係機関・団体の代表者、市民等で構成する「周南市高齢者保健福祉推進会議」において、各種施策等の計画内容を協議・検討し、意見や要望の集約を図りました。

### (2) 市民による参加

---

アンケート調査として「介護予防・日常生活圏域ニーズ調査」、「在宅介護実態調査」を実施しました。また、パブリックコメントにおいて計画案について市民の意見聴取を行いました。



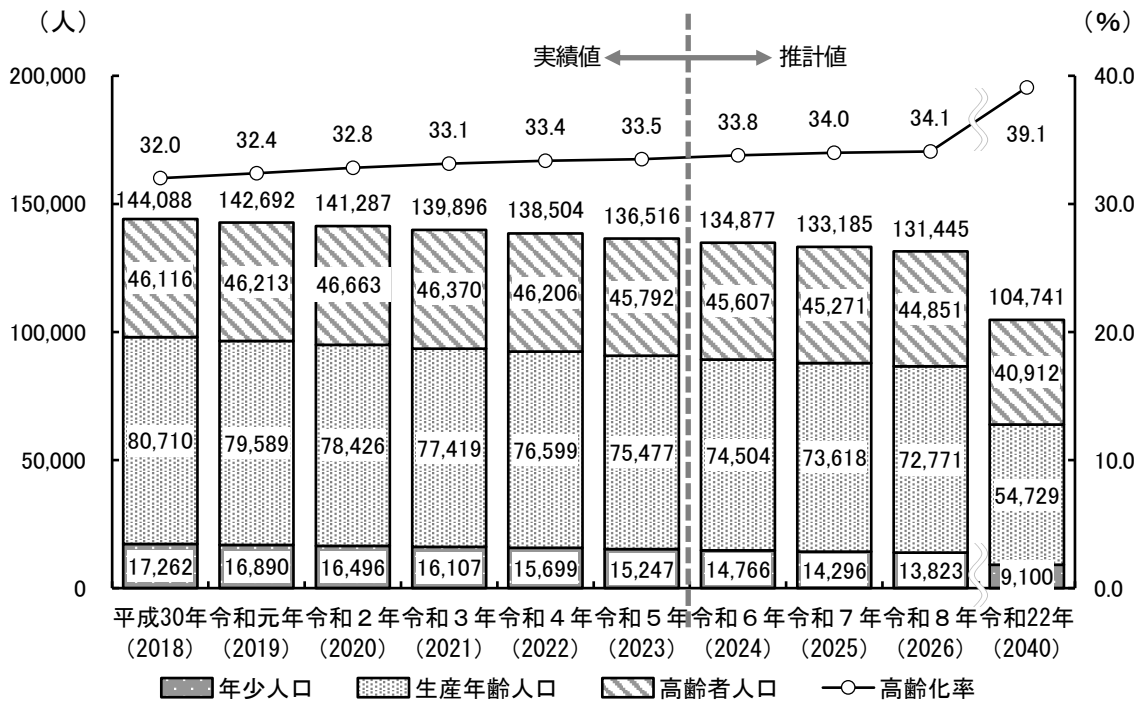
## 第2章 周南市の現状と課題

### 1 周南市の現状

#### (1) 年齢3区分別人口の推移と推計

本市の総人口は、年々減少しており、令和5（2023）年に136,516人となっています。また、高齢者人口は令和2（2020）年をピークとして減少傾向となっています。しかし、高齢化率は人口減少に伴って緩やかに増加しており、令和5（2023）年に33.5%となっています。推計をみると、人口はすべての区分で減少し続け、令和22（2040）年には総人口が104,741人となり、高齢化率は39.1%まで増加する見込みとなっています。

図表 2-1 年齢3区分別人口の推移と推計



資料：実績は住民基本台帳（各年9月末日現在）、  
推計は住民基本台帳を基にコーホート変化率法\*で算出

図表 2-2 高齢化率の推移

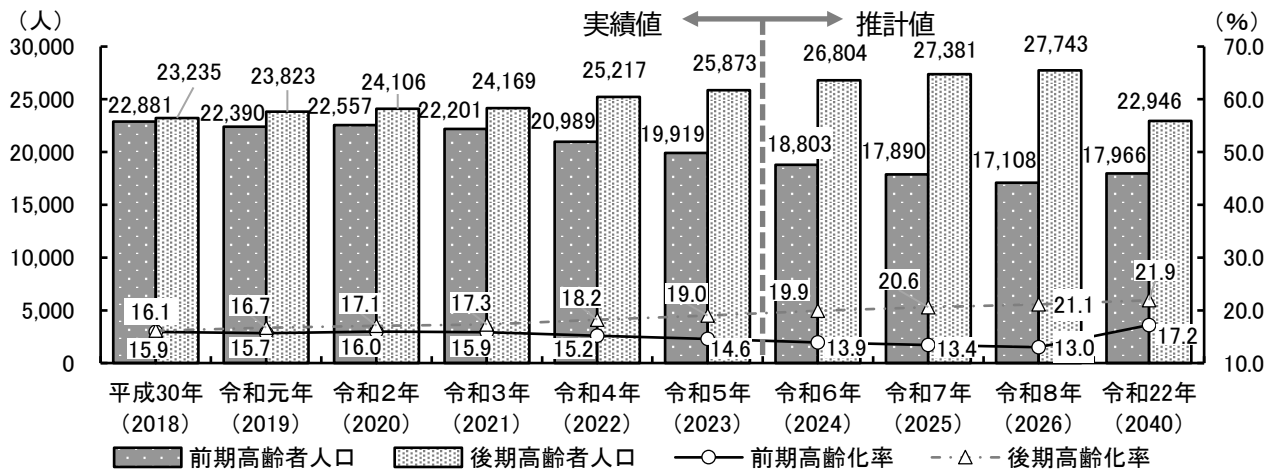
単位：%

	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年	令和8年	令和22年
周南市	32.0	32.4	32.8	33.1	33.4	33.5	33.8	34.0	34.1	39.1
山口県	33.3	33.8	34.3	34.6	35.0	35.3	35.7	36.0	36.2	40.0
全国	27.3	27.7	28.0	28.3	27.8	29.0	29.3	29.6	29.9	34.8

## (2) 前期高齢者、後期高齢者の推移と推計

本市の高齢者人口の内訳をみると、前期高齢者（65～74歳）は年々減少し、令和5（2023）年で19,919人となっています。また、後期高齢者（75歳以上）は年々増加しており、令和5（2023）年で25,873人となっています。推計をみると、令和22（2040）年に前期高齢者は17,966人、後期高齢者は22,946人となる見込みとなっています。

図表2-3 前期高齢者、後期高齢者の推移と推計

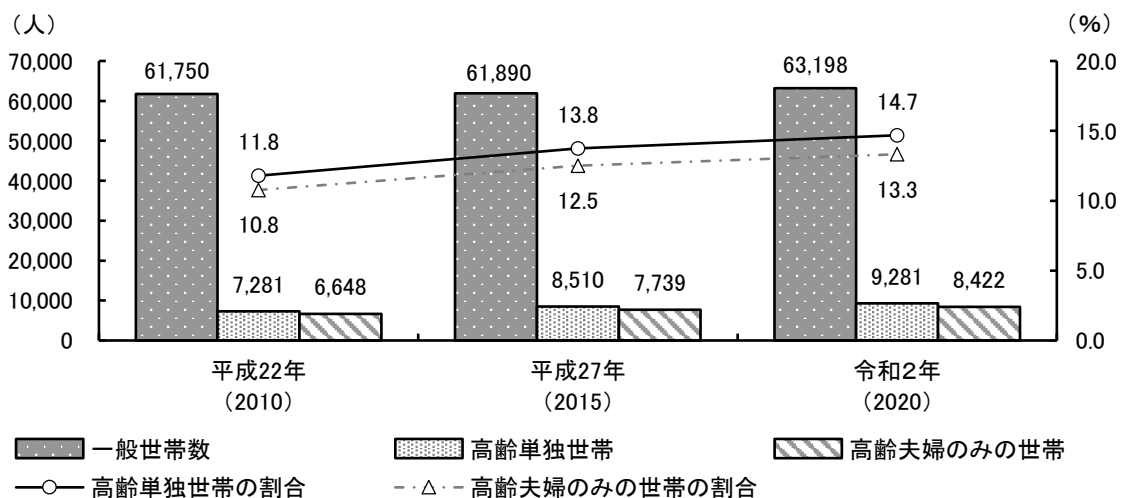


資料：実績は住民基本台帳（各年9月末日現在）、推計は住民基本台帳を基にコーホート変化率法で算出

## (3) 高齢者世帯数の推移（単身、夫婦のみ、高齢者を含む世帯数）

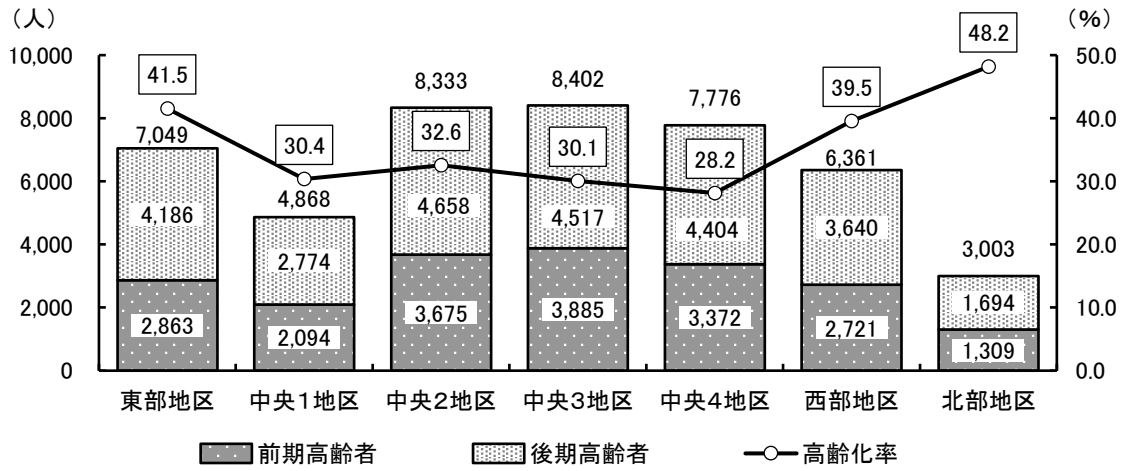
一般世帯は、令和2（2020）年は63,198世帯と、平成27（2015）年の61,890世帯に比べ1,308世帯増加しています。また、高齢者単身世帯と高齢夫婦のみの世帯割合は年々増加しています。

図表2-4 高齢者世帯数の推移（単身、夫婦のみ、高齢者を含む世帯数）



資料：国勢調査

図表 2-5 【参考】地区（圏域）別高齢者数

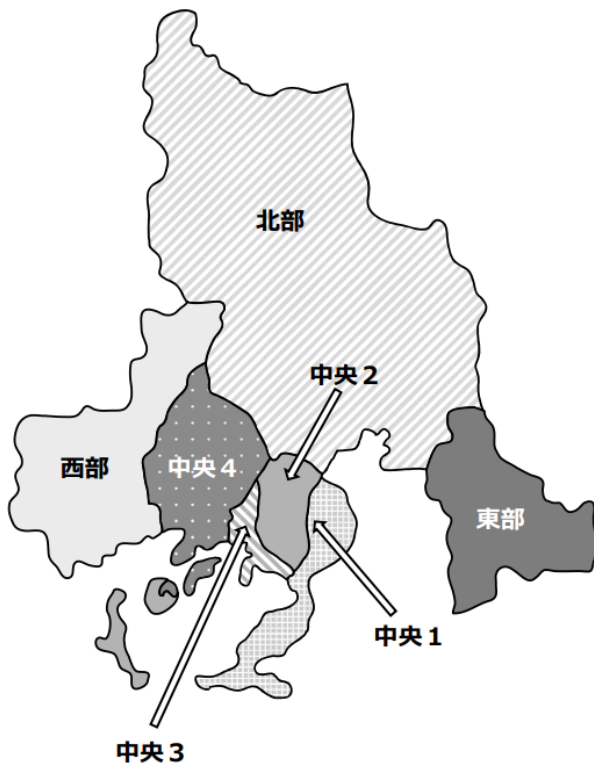


資料：住民基本台帳（令和5（2023）年9月末日現在）

※日常生活圏域の区域

- ①東 部 ……旧熊毛町
- ②中央 1 ……久米、櫛浜、鼓南
- ③中央 2 ……周陽、桜木、秋月、岐山、大津島
- ④中央 3 ……遠石、関門、中央、今宿
- ⑤中央 4 ……富田、菊川
- ⑥西 部 ……福川、夜市、戸田、湯野、和田
- ⑦北 部 ……須々万、長穂、向道、中須、須金、旧鹿野町

図表 2-6 地区（圏域）図



図表 2-7 【参考】地区（圏域）別高齢化率

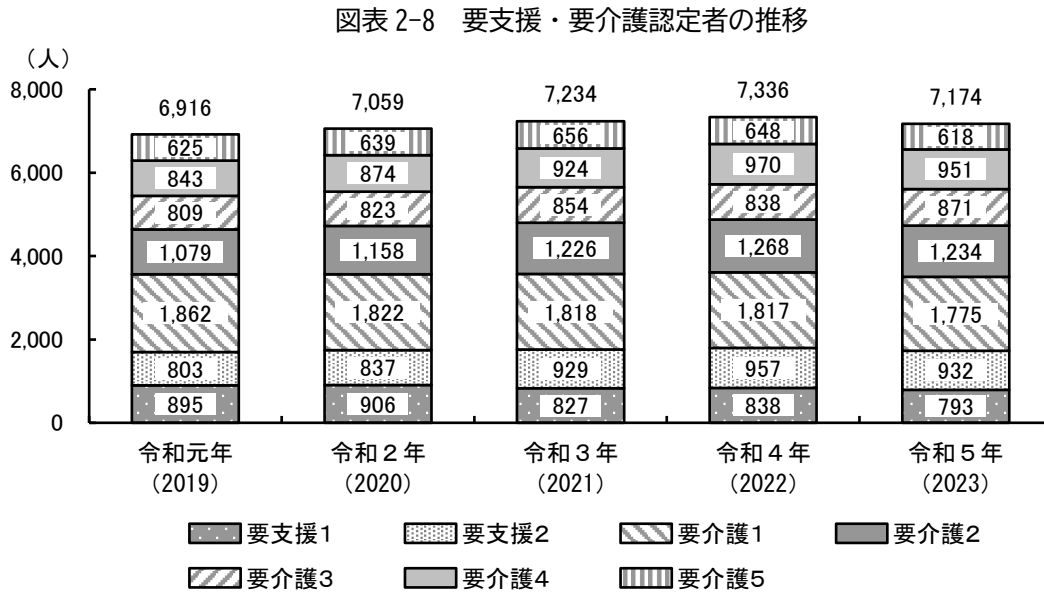
単位：%

区域	高齢化率 (令和2年)	高齢化率 (令和5年)
東部地区	38.2	41.5
中央1地区	30.4	30.4
中央2地区	32.1	32.6
中央3地区	28.8	30.1
中央4地区	27.9	28.2
西部地区	38.3	39.5
北部地区	47.2	48.2

資料：住民基本台帳  
(各年9月末日現在)

## (4) 要支援・要介護認定者の推移

本市の要支援・要介護認定者数は、令和4（2022）年まで年々増加しており、令和5（2023）年の認定者数は7,174人と、令和元（2019）年から258人増加しています。



資料：介護保険事業報告月報（各年9月末日現在）

図表 2-9 性別・要介護度別の認定者数

単位：人

		要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
男性	65～69歳	17	15	18	12	9	16	9
	70～74歳	24	26	46	42	25	30	15
	75～79歳	33	39	85	64	41	34	27
	80～84歳	58	54	126	96	43	50	23
	85～89歳	75	60	125	97	64	52	35
	90歳以上	41	57	108	77	65	37	28
女性	65～69歳	8	11	16	10	9	10	12
	70～74歳	33	39	55	29	25	23	28
	75～79歳	79	67	134	70	52	42	36
	80～84歳	147	170	260	130	99	94	69
	85～89歳	151	215	359	226	143	165	108
	90歳以上	117	158	414	352	281	378	220

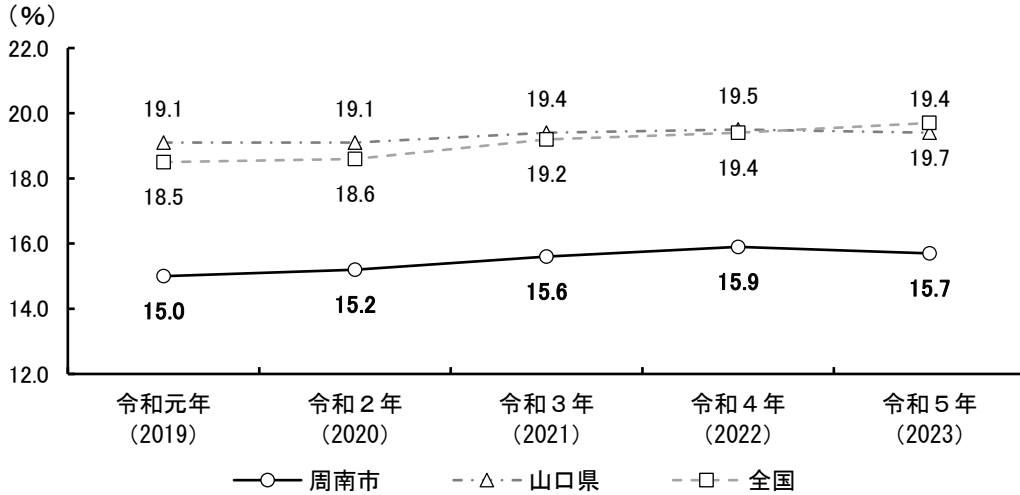
資料：介護保険事業報告月報（令和5（2023）年9月末日現在）

※要支援・要介護認定者は1号被保険者のみ

## (5) 要介護認定率の比較

本市の要介護認定率は、令和元(2019)年の15.0%から緩やかに増加し、令和5(2023)年には15.7%となっています。山口県、全国と比較すると、県、国よりも低い水準で推移しています。

図表 2-10 要介護認定率の比較



資料：介護保険事業報告月報（各年9月末日現在）

## (6) 認知症高齢者の推移

本市の認知症高齢者自立度の状況をみると、自立度が\*Ⅱ aからMと認定された人は、令和2(2020)年以降5,000人を超えています。

\*日常生活に支障を来たすような症状・行動や意思疎通の困難さが見られる状態です。

図表 2-11 認知症高齢者自立度の状況

単位：人

	自立	I	Ⅱ a	Ⅱ b	Ⅲ a	Ⅲ b	Ⅳ	M
平成30年 (2018)	666	1,607	1,352	1,375	1,259	371	337	3
			4,697					
令和元年 (2019)	771	1,831	1,687	1,350	1,281	353	327	1
			4,999					
令和2年 (2020)	855	2,181	1,792	1,261	1,460	378	336	0
			5,227					
令和3年 (2021)	745	2,370	1,900	1,236	1,498	349	334	0
			5,317					
令和4年 (2022)	780	2,541	1,878	1,244	1,469	354	301	0
			5,246					

資料：認知症高齢者自立度の状況（地域包括ケア見える化システム）

## 2 アンケート調査結果からみた現状

### (1) 調査の概要

#### ① 調査の目的

本調査は、「第10次老人保健福祉計画」及び「第9期介護保険事業計画」にて、高齢者に関する福祉・介護保険ニーズを的確に把握し、高齢者福祉、老人保健、介護保険等全般にわたる課題・問題点を抽出し分析することにより、地域の実情や特性を活かした計画を作成することを目的に実施しました。

#### ② 調査対象

介護予防・日常生活圏域ニーズ調査：周南市在住の65歳以上を無作為抽出

在宅介護実態調査：市の認定調査員により聞き取り調査

(介護認定の訪問調査の際にあわせ実施して、ご本人から当該調査の同意が得られ、できる限りご負担がかからないよう配慮しながら聞き取り調査を実施しました。)

#### ③ 調査期間

令和5（2023）年5月

#### ④ 調査方法

郵送配付・郵送回収方式

#### ⑤ 回収状況

	配布数	有効回答数	有効回答率
介護予防・日常生活圏域ニーズ調査	2,000 通	1,425 通	71.3%
在宅介護実態調査	600 通	353 通	58.8%

## (2) 調査の結果

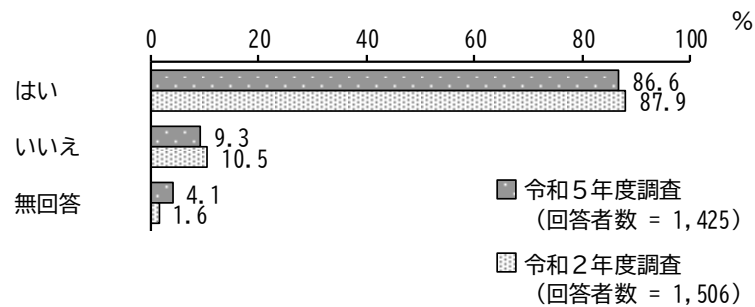
### ① 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査

#### I 毎日の生活について

##### ア 健康についての関心度

「はい」の割合が86.6%、「いいえ」の割合が9.3%となっています。令和2年度調査と比較すると、大きな変化はみられません。

図表 2-12 健康についての関心度

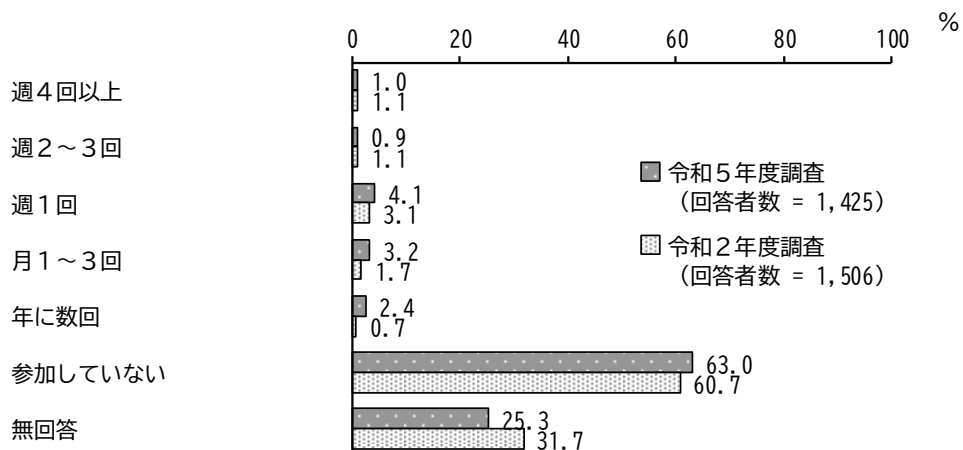


#### II 地域での活動について

##### ア 参加頻度 (いきいき百歳体操※、ふれあい・いきいきサロン※など介護予防のための通いの場)

週1回以上参加している人の割合は6.0%、「参加していない」の割合が63.0%となっています。令和2年度調査と比較すると、大きな変化はみられません。

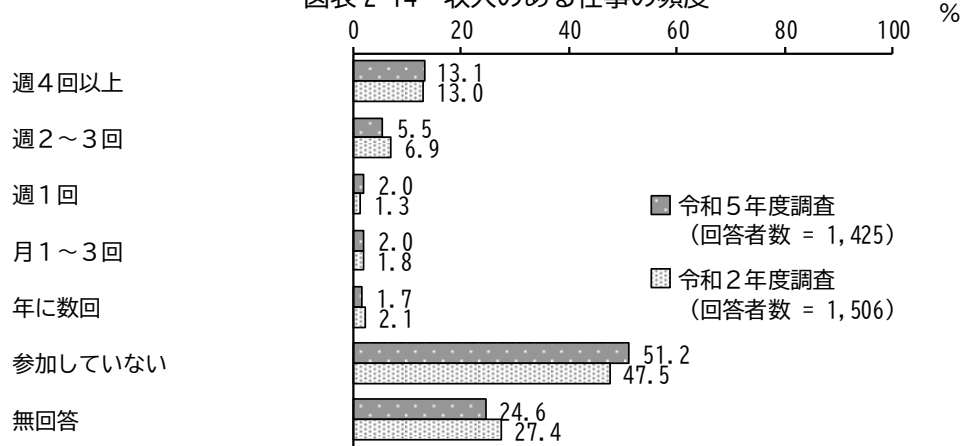
図表 2-13 通いの場の参加頻度



## イ 収入のある仕事

「週4回以上」の割合は13.1%、「参加していない」の割合が51.2%となっています。  
令和2年度調査と比較すると、大きな変化はみられません。

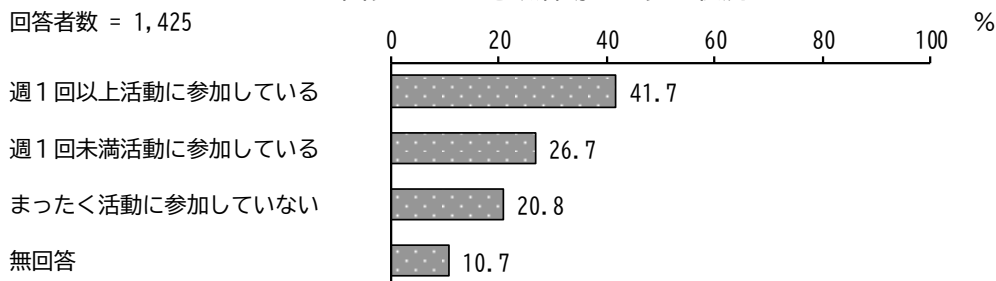
図表 2-14 収入のある仕事の頻度



## ウ 地域活動への参加状況まとめ

「週1回以上活動に参加している」の割合が41.7%と最も高く、次いで「週1回未満活動に参加している」の割合が26.7%、「まったく活動に参加していない」の割合が20.8%となっています。

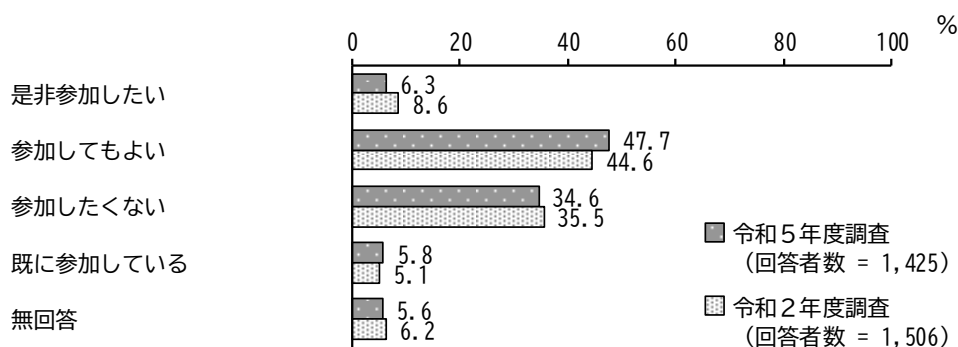
図表 2-15 地域活動への参加状況



## エ その活動に参加者として参加したいか

「参加してもよい」の割合が47.7%と最も高く、次いで「参加したくない」の割合が34.6%となっています。令和2年度調査と比較すると、大きな変化はみられません。

図表 2-16 地域活動への参加者としての参加意向

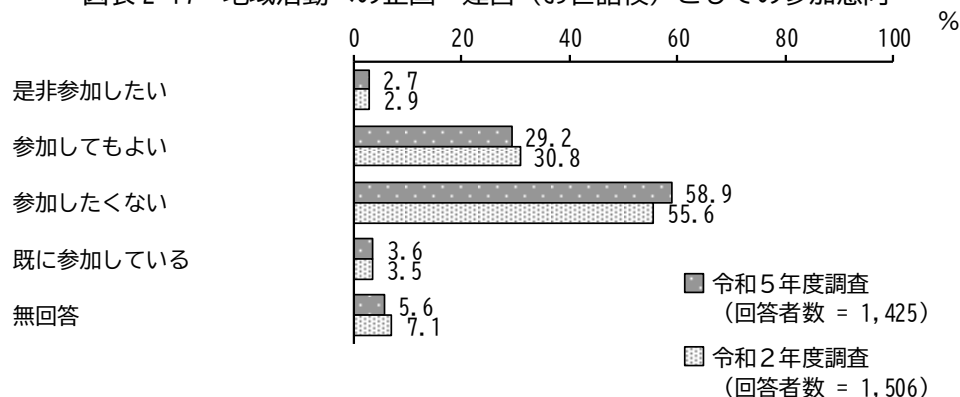




## オ その活動に企画・運営（お世話役）として参加したいか

「参加したくない」の割合が58.9%と最も高く、次いで「参加してもよい」の割合が29.2%となっています。令和2年度調査と比較すると、大きな変化はみられません。

図表 2-17 地域活動への企画・運営（お世話役）としての参加意向

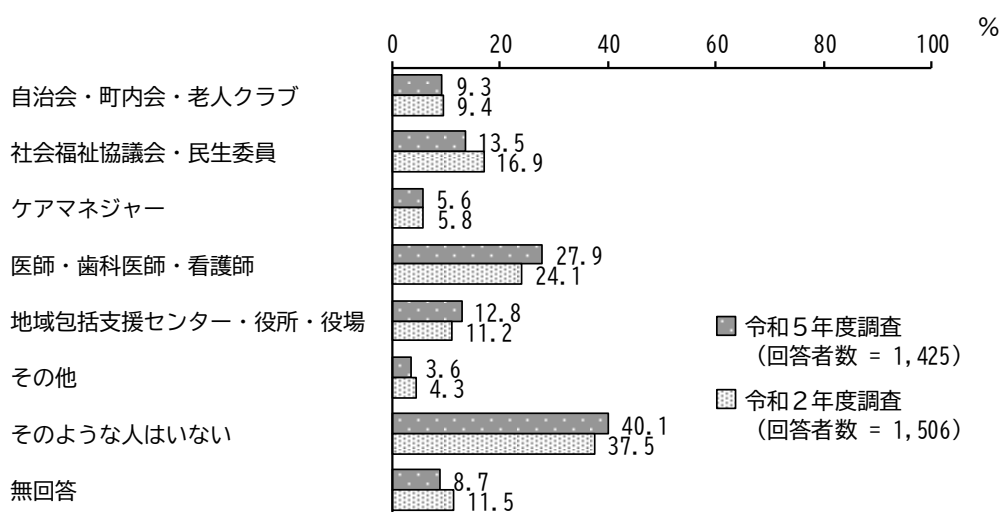


## Ⅲ 助け合いについて

### ア 家族や友人・知人以外の相談相手

「そのような人はいない」の割合が40.1%と最も高く、次いで「医師・歯科医師・看護師」の割合が27.9%、「社会福祉協議会・民生委員」の割合が13.5%となっています。令和2年度調査と比較すると、大きな変化はみられません。

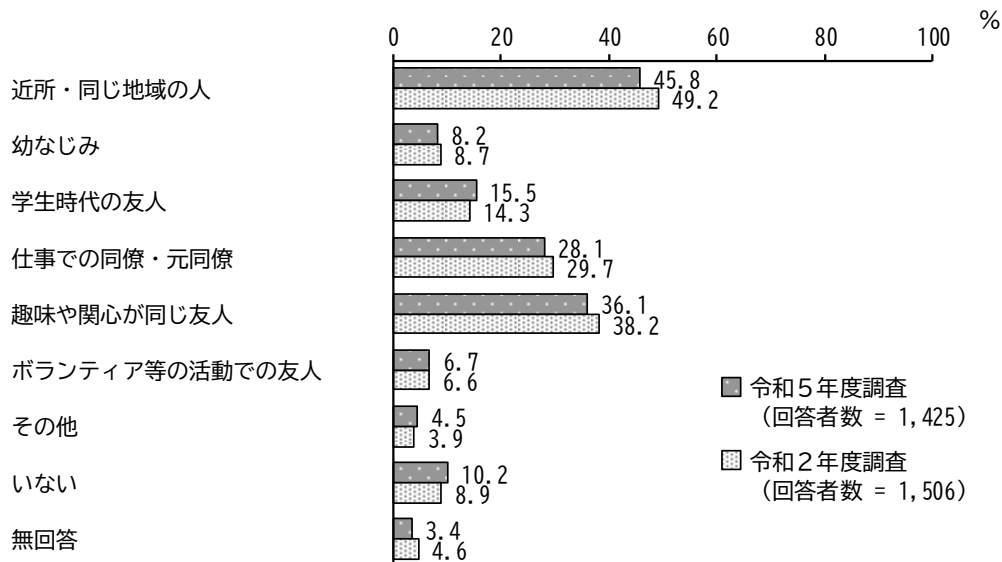
図表 2-18 家族や友人・知人以外の相談相手



## イ よく会う友人・知人との関係

「近所・同じ地域の人」の割合が45.8%と最も高く、次いで「趣味や関心が同じ友人」の割合が36.1%、「仕事での同僚・元同僚」の割合が28.1%となっています。令和2年度調査と比較すると、大きな変化はみられません。

図表 2-19 よく会う友人・知人との関係

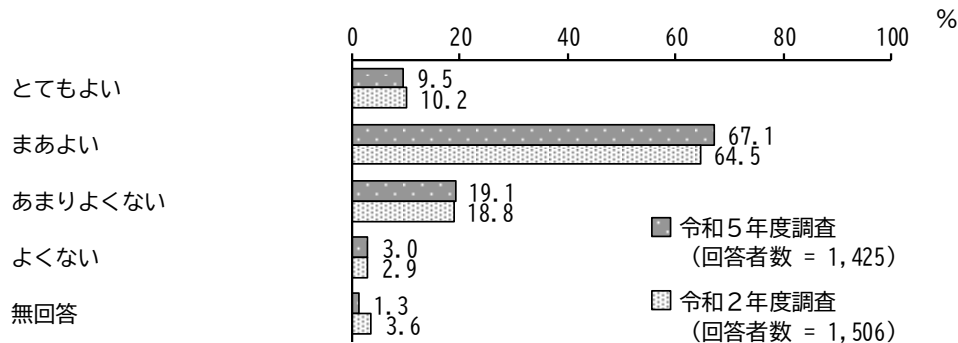


## IV 健康について

### ア 健康状態

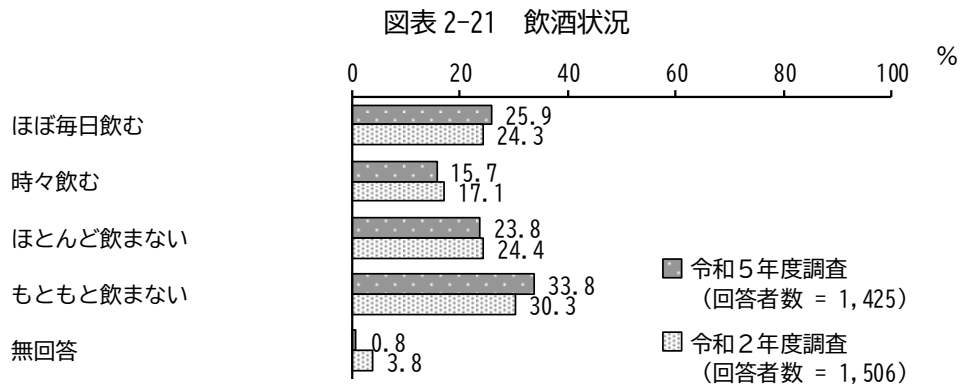
「まあよい」の割合が67.1%と最も高く、次いで「あまりよくない」の割合が19.1%となっています。令和2年度調査と比較すると、大きな変化はみられません。

図表 2-20 健康状態



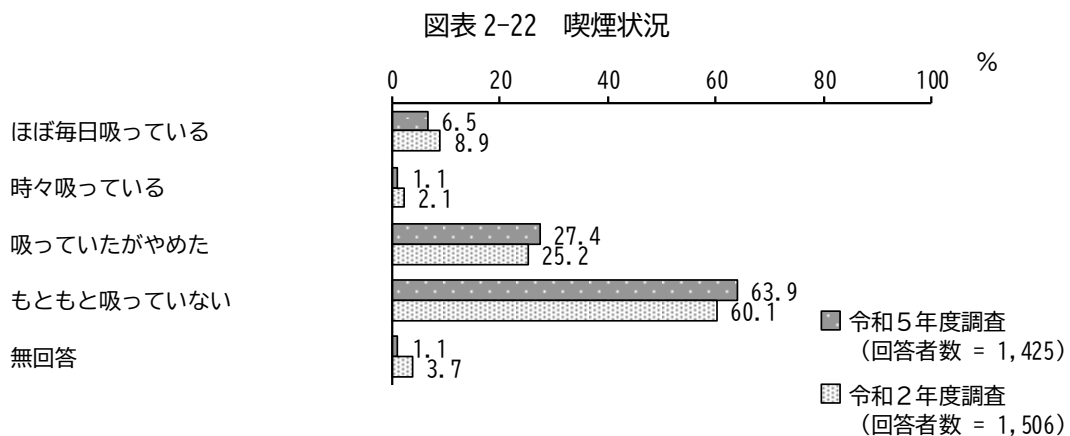
## イ 飲酒状況

「もともと飲まない」の割合が33.8%と最も高く、次いで「ほぼ毎日飲む」の割合が25.9%、「ほとんど飲まない」の割合が23.8%となっています。令和2年度調査と比較すると、大きな変化はみられません。



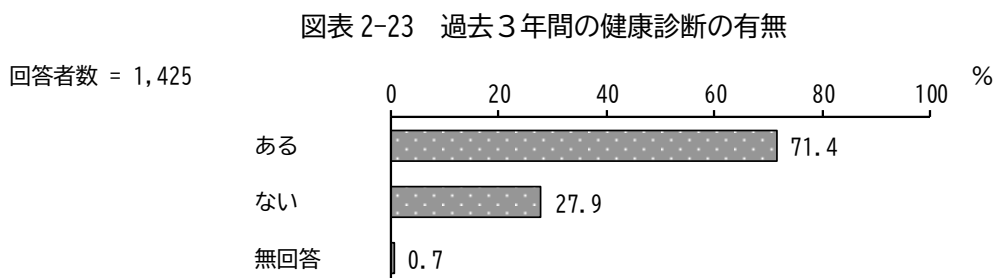
## ウ 喫煙状況

「もともと吸っていない」の割合が63.9%と最も高く、次いで「吸っていたがやめた」の割合が27.4%となっています。令和2年度調査と比較すると、大きな変化はみられません。



## エ 過去3年間の健康診断の有無

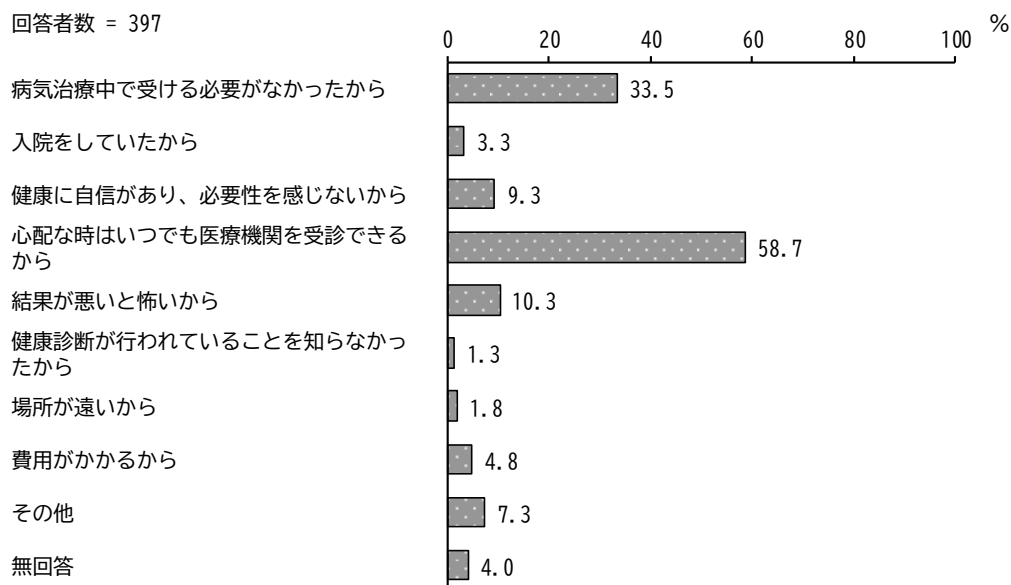
「ある」の割合が71.4%、「ない」の割合が27.9%となっています。



## オ 健康診断を受けていない理由

「心配な時はいつでも医療機関を受診できるから」の割合が58.7%と最も高く、次いで「病気治療中で受ける必要がなかったから」の割合が33.5%、「結果が悪いと怖いから」の割合が10.3%となっています。

図表 2-24 健康診断を受けていない理由

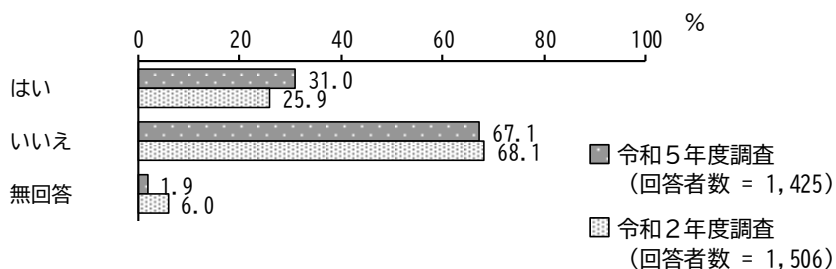


## V 認知症について

### ア 認知症に関する相談窓口の認知度

「はい」の割合が31.0%、「いいえ」の割合が67.1%となっています。令和2年度調査と比較すると、「はい」の割合が増加しています。

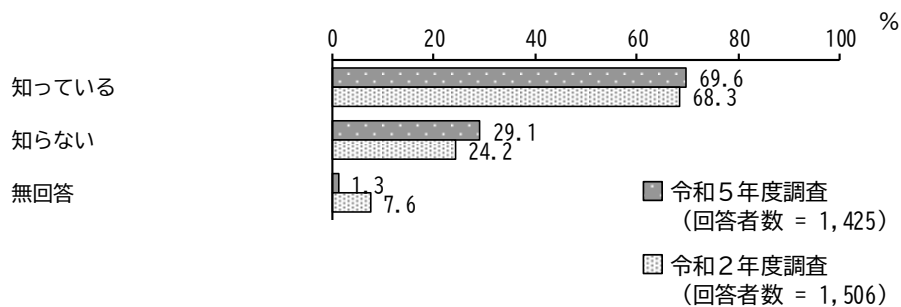
図表 2-25 認知症に関する相談窓口の認知度



## イ 人との交流や活動で症状の進行を緩やかにする

「知っている」の割合が69.6%、「知らない」の割合が29.1%となっています。令和2年度調査と比較すると、大きな変化はみられません。

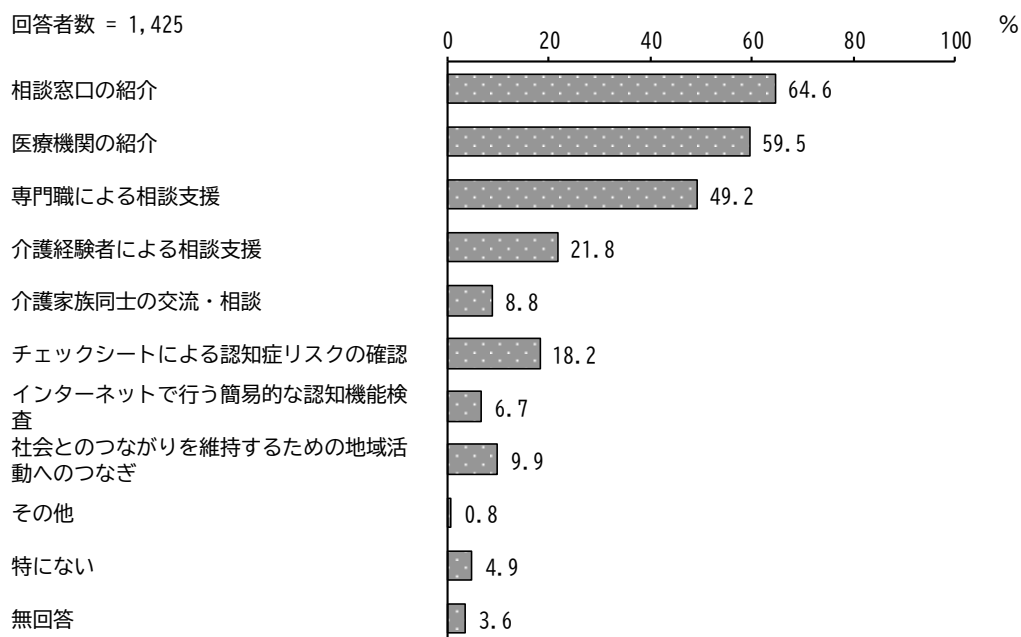
図表 2-26 「人との交流や活動で症状の進行を緩やかにする」ことについて



## ウ 支援やサービスの希望

「相談窓口の紹介」の割合が64.6%と最も高く、次いで「医療機関の紹介」の割合が59.5%、「専門職による相談支援」の割合が49.2%となっています。

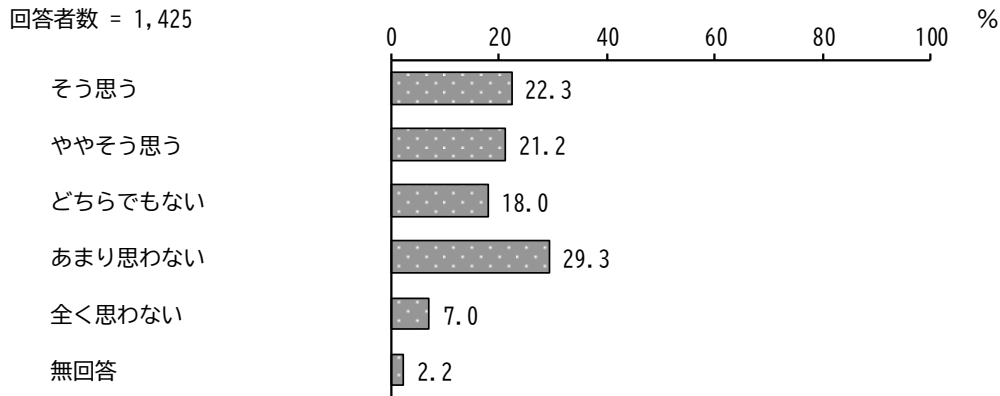
図表 2-27 支援やサービスの希望



## エ 認知症になった場合に地域活動に参加したいか

「あまり思わない」の割合が29.3%と最も高く、次いで「そう思う」の割合が22.3%、「ややそう思う」の割合が21.2%となっています。

図表 2-28 認知症になった場合に地域活動に参加したいか

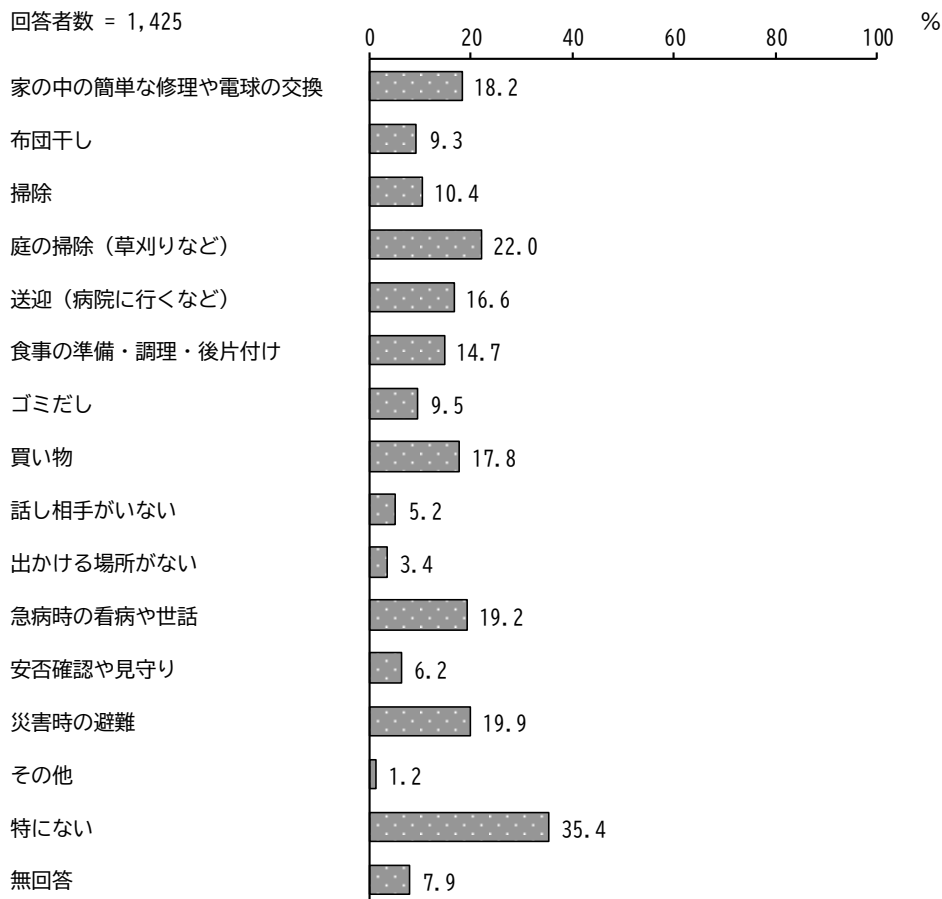


## VI 毎日の生活について

### ア 日常生活での不安や心配な点

「特にない」の割合が35.4%と最も高く、次いで「庭の掃除（草刈りなど）」の割合が22.0%、「災害時の避難」の割合が19.9%となっています。

図表 2-29 常生活での不安や心配な点

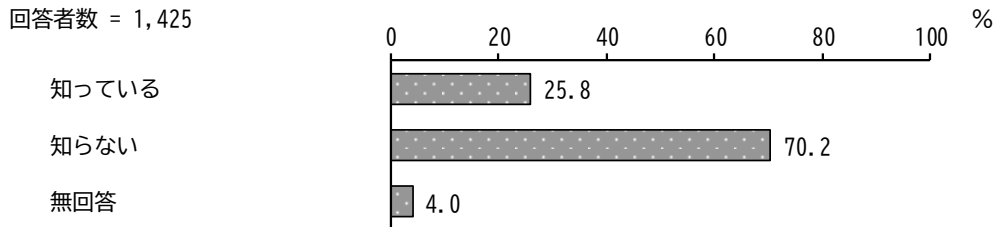


## Ⅶ フレイルについて

### ア フレイルの認知度

「知っている」の割合が25.8%、「知らない」の割合が70.2%となっています。

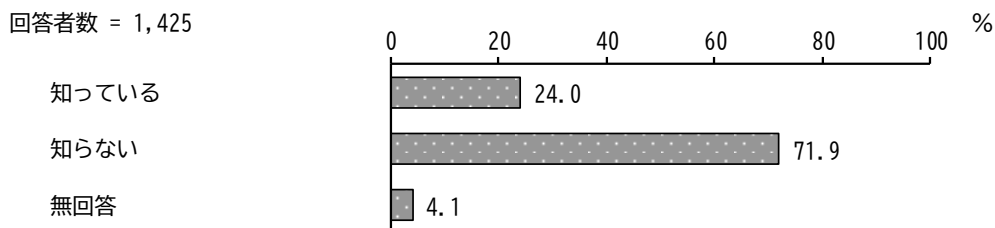
図表 2-30 フレイルの認知度



### イ 適切な対策で元の状態に戻れることの認知度

「知っている」の割合が24.0%、「知らない」の割合が71.9%となっています。

図表 2-31 適切な対策で元の状態に戻れることの認知度

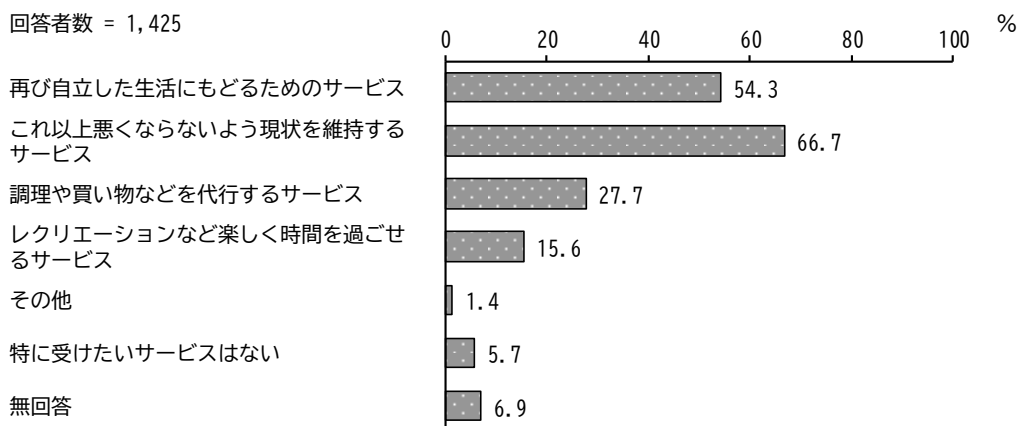


## Ⅷ 医療や介護について

### ア フレイルになった場合のサービスの希望

「これ以上悪くならないよう現状を維持するサービス」の割合が66.7%と最も高く、次いで「再び自立した生活にもどるためのサービス」の割合が54.3%、「調理や買い物などを代行するサービス」の割合が27.7%となっています。

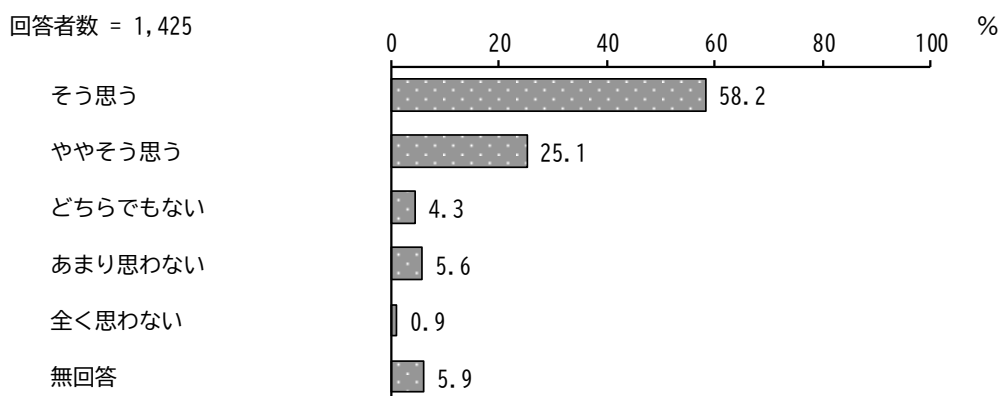
図表 2-32 フレイルになった場合のサービスの希望



イ 元気な時や意思表示ができる時から、望む暮らしや人生の最終段階の医療・介護について考えることが必要と思うか

「そう思う」の割合が58.2%と最も高く、次いで「ややそう思う」の割合が25.1%となっています。

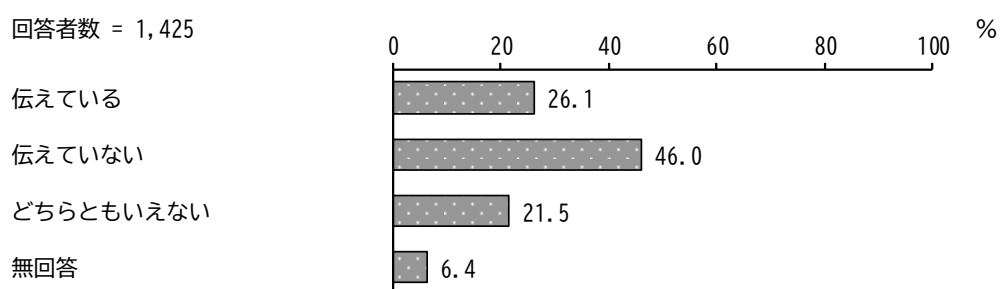
図表 2-33 元気な時や意思表示ができる時から、望む暮らしや人生の最終段階の医療・介護について考えることが必要と思うか



ウ 人生の最終段階の医療や介護の希望を家族（必要に応じて医療・介護関係者）に伝えたり話し合ったりしているか

「伝えていない」の割合が46.0%と最も高く、次いで「伝えている」の割合が26.1%、「どちらともいえない」の割合が21.5%となっています。

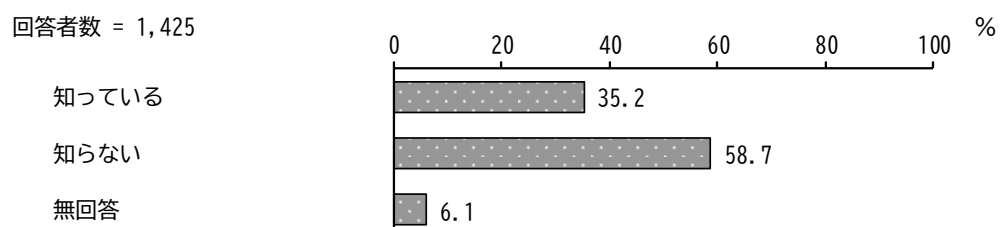
図表 2-34 人生の最終段階の医療や介護の希望を家族に伝えたり話し合ったりしているか



エ 高齢者の困りごと全般について、最寄りの地域包括支援センターで相談できることの認知度

「知っている」の割合が35.2%、「知らない」の割合が58.7%となっています。

図表 2-35 高齢者の困りごと全般について、最寄りの地域包括支援センターで相談できることの認知度





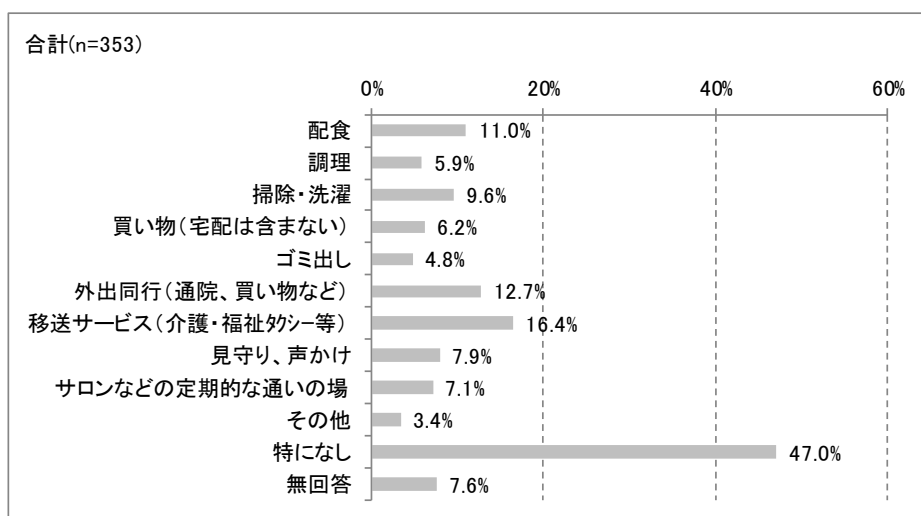
## ② 在宅介護実態調査に関する調査

### I 基本調査項目（A票）について

#### ア 在宅生活の継続のために充実が必要な支援・サービス

「特になし」の割合が最も高く47.0%となっています。次いで、「移送サービス（介護・福祉タクシー等）（16.4%）」、「外出同行（通院、買い物など）（12.7%）」となっています。

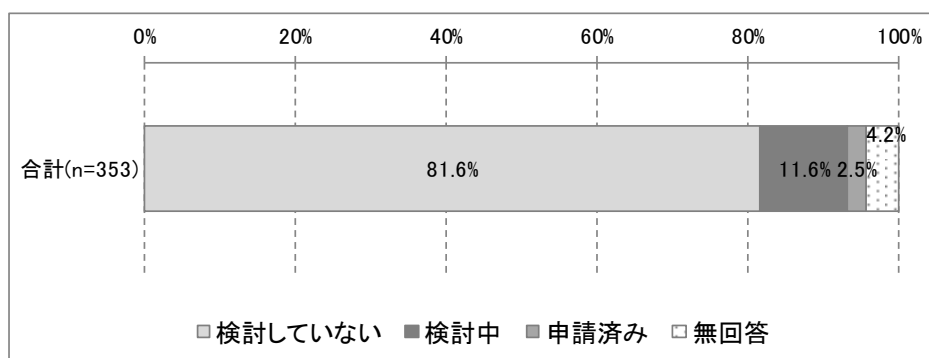
図表 2-36 在宅生活の継続のために充実が必要な支援・サービス（複数回答）



#### イ 施設等検討の状況

「検討していない」の割合が最も高く81.6%となっています。次いで、「検討中（11.6%）」、「申請済み（2.5%）」となっています。

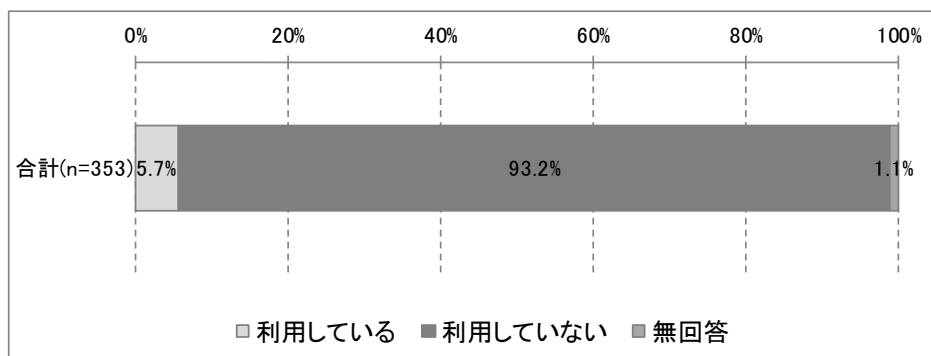
図表 2-37 施設等検討の状況（単数回答）



## ウ 訪問診療の利用の有無

「利用していない」の割合が最も高く93.2%となっています。次いで、「利用している（5.7%）」となっています。

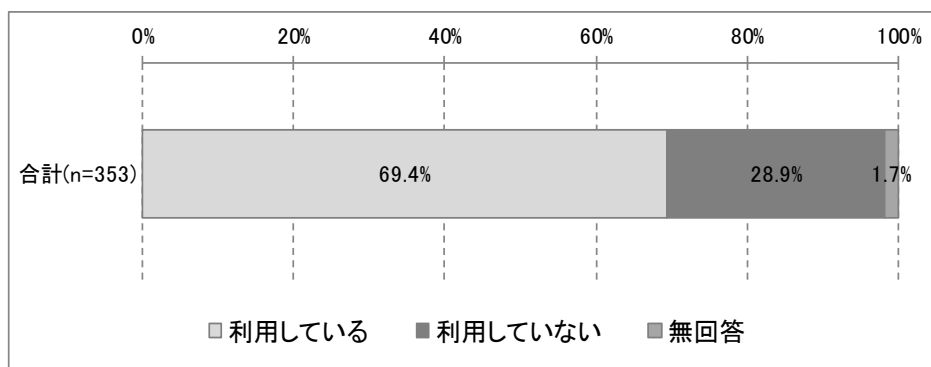
図表 2-38 訪問診療の利用の有無（単数回答）



## エ 介護保険サービスの利用の有無

「利用している」の割合が最も高く69.4%となっています。次いで、「利用していない（28.9%）」となっています。

図表 2-39 介護保険サービスの利用の有無（単数回答）

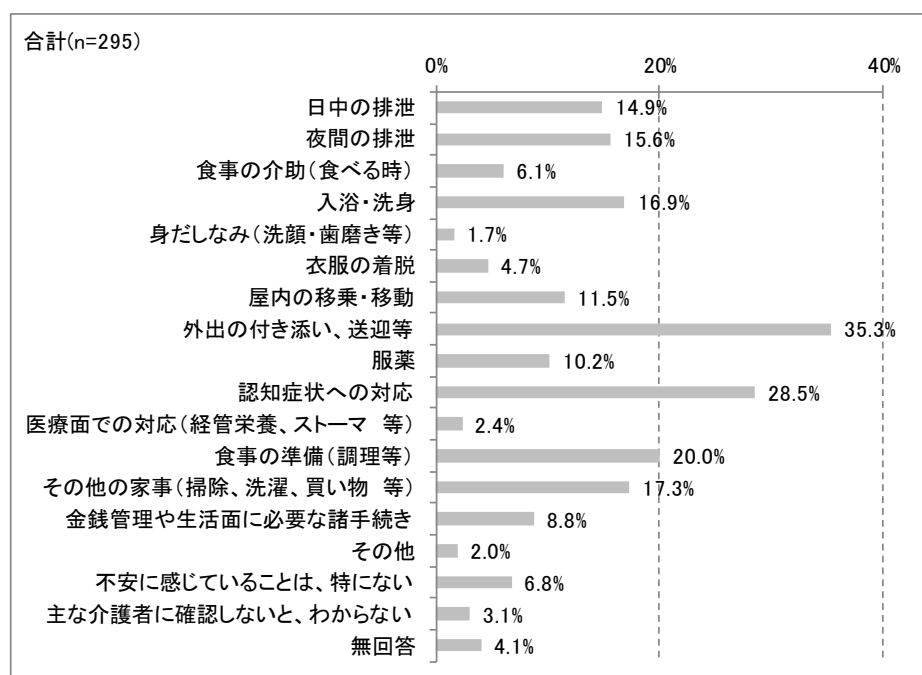


## II 主な介護者用の調査項目（B票）について

### ア 今後の在宅生活の継続に向けて、主な介護者が不安を感じる介護

「外出の付き添い、送迎等」の割合が最も高く35.3%となっています。次いで、「認知症状への対応（28.5%）」、「食事の準備（調理等）（20.0%）」となっています。

図表 2-40 今後の在宅生活の継続に向けて、主な介護者が不安を感じる介護（複数回答）



### 3 第9次老人保健福祉計画・第8期介護保険事業計画の課題

第10次老人保健福祉計画・第9期介護保険事業計画の基本目標ごとに、国の方針を踏まえ、事業の実施状況、アンケート調査の結果から計画策定に向けた課題を整理しました。

#### 基本目標1「健康づくり・介護予防の総合的な推進」についての課題

##### (1) 健康づくりの推進

- 生活機能が低下する前の健康な時から、個人に合わせた適切な予防を行うなど、健康寿命の延伸に向け、介護予防・重症化予防を推進していく必要があります。
- 疾病の早期発見・早期対応のため、各種健(検)診の受診に向けた啓発や受診しやすい環境づくりを引き続き進めていくことが重要です。

##### (2) 総合的な自立支援、介護予防・重度化防止の推進及び評価

- 介護予防の推進にあたっては、運動器の機能向上の取組とともにフレイル予防<sup>※</sup>や、口腔機能の向上や栄養状態の改善の取組も併せて進めることが重要となります。
- 高齢者だけでなく、市民全体へ「健康づくり＝介護予防」を広く普及・啓発し、より早期から介護予防の意義を浸透させていく必要があります。

##### (3) 高齢者への生活支援事業の推進

- 在宅生活の継続にあたっては、高齢者の通院や買い物等、日常生活を送る上での移動手段の確保が求められており、外出の際の移動手段の支援など、サービスの充実が必要です。

## 基本目標 2 「高齢者が活躍できる社会づくりの推進」についての課題

### (1) 高齢者が地域で活躍できる場の創出

○高齢者が家庭、地域、企業等社会の各分野において、長年にわたり蓄積された知識と経験を活かしながら、生きがいを持って生活ができるよう、ボランティアなども含めた社会参加を促進するための施策を推進することが重要です。

### (2) 高齢者が就労・社会参加しやすい環境づくりの推進

○高齢者が住み慣れた地域社会の中で役割を持っていきいきと生活をするためには、高齢者が長年培ってきた優れた技術や経験、知識等の持てる力を発揮できる活躍の場、社会参加の場の充実が必要です。

○就労の場で活躍する意欲のある高齢者に対して、引き続き高齢者の就労の場に関する情報提供が必要です。

## 基本目標 3 「地域包括ケアシステムの深化・推進」についての課題

### (1) 相談・支援体制の充実

○高齢者やその家族等を取り巻く様々な相談や潜在的なニーズ、地域の課題等に対し、適切に支援を行うことができるよう、各分野の関係機関の連携を強化し、地域共生社会の実現に向けた総合的かつ包括的に対応できる仕組みづくりが必要です。

### (2) 地域での生活を支える基盤づくりの推進

○地域共生社会は福祉の政策領域だけでなく、地方創生、まちづくり、住宅、地域自治、環境保全、教育など他の政策領域にも広がるものです。地域の様々な資源を活用し、地域丸ごとのつながりを強化していくことが必要です。

### (3) 地域ケア会議<sup>\*</sup>の推進

○地域での課題の把握、並びに地域の特徴に応じた支援体制の強化に向け、地域ケア会議の充実が必要となります。

○今後、後期高齢者が増加し、自立支援の促進や、複合・複雑化した課題を抱える高齢者の支援・対応を行っていくことが重要となることから、より一層の地域包括ケアシステムの深化・推進を図る必要があります。

#### (4) 在宅医療・介護連携の推進

- 在宅医療と介護の一体的な提供ができるよう、医療や介護に携わる多職種が連携して、包括的かつ継続的な在宅医療と介護の連携を推進していく必要があります。また、高齢者や介護を行う家族の方などに在宅医療について普及啓発を図ることも重要です。

#### (5) 認知症施策の総合的な推進

- 認知症の人が住み慣れた地域で生活するため、認知症に関する相談窓口や早期発見のための仕組みなど、当事者が不安の解消に向けた施策の充実が必要です。
- 認知症は、本人と家族がその状態を受け入れることが困難であるため、本人と家族で抱え込んでしまうケースなどがあり、いかにして地域の中で共生していけるかは、本人や家族の意識改革をはじめ、地域も意識改革をして、受け入れる体制づくりが重要です。

#### (6) 虐待防止・権利擁護の推進

- 虐待を受けている高齢者に対して、早期発見・早期対応を行う体制を確立する必要があります。高齢者虐待<sup>※</sup>や認知症を正しく理解するための啓発活動や地域住民による見守りや声かけなど、公的なサービス以外での住民主体による支援が必要です。
- 成年後見制度の利用を希望する市民が身近な地域で相談でき、権利擁護が必要な人を早期に発見・支援する取り組みの充実が必要です。

#### (7) 安全で住みよい環境づくりの推進

- 自宅での生活が困難になった場合の「施設」への入所や、将来介護が必要になった場合に必要なサービスが提供されることが約束されている住まいへの住み替えなど、個々の高齢者の状況やニーズに沿った選択肢を用意するため、多様な「住まい」を確保することが重要です。
- 安心・安全に暮らすという観点から、地震などの災害時や緊急時に対応する防災・防犯対策の推進が求められます。

## 基本目標4「介護保険制度の円滑な運営」についての課題

### (1) 介護保険制度の安定的な運営

- 介護保険制度の役割は、介護を必要とする高齢者にサービスを提供し、住み慣れた自宅や地域で安心して暮らせるよう支援することです。その役割を果たすために、介護サービス事業者に対する指導監督を積極的に行うことなどによりサービスの質・量両面の確保を図る必要があります。
- 介護サービスの充実にあたっては、日常生活圏域<sup>※</sup>ごとに地域ニーズを的確に把握し、その課題等を踏まえながら、事業の計画的な整備に取り組むことが必要です。
- 高齢化が進行する中で、高齢者がその有する能力に応じて、できる限り自立した日常生活を送ることができるようにするとともに、サービスを必要とする方に対し個々の状態に応じて必要なサービスが提供されるようにするためには、医療・介護・介護予防・住まい及び自立した日常生活の支援が包括的に提供される「地域包括ケアシステム」を市の実情に応じて深化・推進していく必要があります。

### (2) 介護給付等の適正化

- 介護サービスの提供体制の確保・拡充が求められる中、介護保険制度等の周知の徹底やケアプラン<sup>※</sup>の点検等を行い、サービス内容と費用の両面から捉えた介護給付費の適正化が重要となります。

### (3) 人材の確保及び資質の向上

- 今後、ますます多様化・増大化する福祉ニーズに対応するため、介護をはじめとした福祉人材の育成・確保の取組をさらに強化していく必要があります。
- 地域の相互の支え合いや、介護者の不安を解消して介護離職<sup>※</sup>とならないよう効果的なサービス提供、在宅介護に対する支援の充実に図ることが重要となります。

## 第 3 章

# 計画の基本的な考え方

## 1 基本理念

本市の将来像は「人・自然・産業が織りなす 未来につなげる 安心自立都市 周南」を掲げ、市民と行政が一体となり、豊かな自然、活力ある産業、良質な都市基盤、受け継がれてきた歴史・文化など、本市の強みとなる地域資源を活かしたまちをめざしています。

この将来像の実現に向けて、高齢者福祉分野では、高齢者が住み慣れた地域で心豊かに、いきいきと安心して暮らしていけるまちづくりを進めています。

本計画の基本理念については、これまでの高齢者福祉の取り組みとの連続性、整合性から周南市高齢者プラン（第9次老人保健福祉計画・第8期介護保険事業計画）の理念「住み慣れた地域で支え合い、“自分らしく”安心して暮らせるまちづくり」を引き継ぐものとします。

この基本理念に基づき、「支える側」、「支えられる側」という関係を超えて、「我が事」として地域に参画し、「丸ごと」つながることで、一人ひとりが生きがいや役割を持ち、助け合いながら暮らしていくことのできるまちづくりをめざします。

### 【 基 本 理 念 】

**住み慣れた地域で支え合い、  
“自分らしく”安心して暮らせるまちづくり**



## 2 基本目標

### (1) 健康づくり・介護予防の総合的な推進

高齢者がいつまでも自立し、いきいきと暮らしていくために、高齢者自身が健康への意識を高め、自ら健康づくりに取り組み、認知症や骨折・転倒を予防するとともに、脳卒中や心臓病等の生活習慣病の発症及び重症化予防に取り組みます。

また、高齢者の保健事業と介護予防の一体的な事業を推進し、疾病の早期発見・早期治療へとつなげるため健康づくり推進課との連携強化を図ります。

さらに、地域ぐるみの「共助」による健康づくりの取組を推進します。

### (2) 高齢者が活躍できる社会づくりの推進

高齢者の知識や経験を活かした活動の支援を行います。

また、高齢者の活動や健康づくり、社会参加の促進等につながるため、高齢者同士が交流できる場の確保・充実を図ります。

### (3) 地域包括ケアシステムの深化・推進

地域共生社会の実現に向けた中核的な基盤として、もやいネットセンター<sup>※</sup>・地域包括支援センター等の機能強化、属性や世代を問わない重層的支援体制整備における包括的な相談・支援体制の強化、地域での生活を支える基盤（見守り・支え合い等）づくり、医療と介護の連携、認知症施策、虐待・権利擁護、安全で住みよい環境づくり等に取り組み、地域包括ケアシステムの構築と深化を着実に推進します。

### (4) 介護保険制度の円滑な運営

介護保険制度の役割は、介護を必要とする高齢者にサービスを提供し、住み慣れた自宅や地域で安心して暮らせるよう支援することです。

介護人材の確保及び介護現場の負担軽減等に取り組みます。また、適正な要介護認定の実施、適切なケアマネジメント<sup>※</sup>及びサービス提供のため、介護給付の適正化に努めます。

### 3 計画の体系

[ 基本理念 ]

[ 基本目標 ]

[ 施策の方向性 ]



# 第4章 施策の展開

## 1 健康づくり・介護予防の総合的な推進

### (1) 健康づくりの推進

人生100年時代を迎える中、高齢者がいきいきと健康に暮らしていくためには、認知症や寝たきりなどの要介護状態になることなく、自立して生活できる期間(健康寿命)の延伸を図っていく必要があります。

そのためには、市民一人ひとりのライフステージと心身の状態に応じた健康づくりや介護予防の取組を継続的かつ積極的に進めていくことが重要です。

このため、第3次周南市健康づくり計画に基づき、健康寿命の延伸をめざし、地域や関係団体と協働で、市民の主体的な健康づくりを支援するとともに、特定健康診査やがん検診等の受診しやすい環境づくりを進め、疾病の早期発見・早期対応に取り組んでいきます。

#### 【 主な取組 】

事業名	主な取り組みの事業概要
①高齢者の健康づくり	地域、企業、関係団体等と連携し、健康寿命の延伸を目的とする「しゅうなんスマートライフチャレンジ」に参加する市民や協賛事業者を増やし、地域ぐるみで健康づくりを推進します。 地域の身近なところで、専門職による出前トーク等の健康教育や健康相談、家庭訪問を実施し、栄養・食生活、身体活動・運動、こころの健康と休養、歯・口腔等に関する情報提供や保健指導を実施します。 心身の健康問題の状況に応じて、保健・医療・福祉関係者等が連携して支援に取り組みます。
②疾病の早期発見・早期対応	医療機関等と連携して、生活習慣病の発症及び重症化予防についての正しい知識の普及と疾病の早期発見につながる特定健康診査やがん検診、いい歯スマイル検診等の必要性について啓発し、各種健診(検診)の受診者数の向上を図ります。 健康づくりに関する様々な団体・組織で構成する「周南市健康づくり推進協議会」と協働で、受診しやすい健診(検診)環境の充実に取り組みます。

## (2) 総合的な自立支援、介護予防・重度化防止の推進及び評価 【重点】

市民全体へ「健康づくり＝介護予防」を広く周知し、65歳以上の方にはフレイル予防の啓発を行います。また、歯科医師会等と連携してオーラルフレイル予防に取り組むとともに、自分の強みや興味・関心に沿った社会参加活動の普及啓発を行います。

また、「住民運営通いの場」など市民の自主的な介護予防活動における多職種の専門性を活用した支援を強化し、効果的な介護予防の場づくりを推進します。

要支援等の虚弱高齢者に対しては、「元の暮らし」をめざし「入口支援の充実」に取り組めます。リハビリテーション専門職<sup>\*</sup>による「短期集中通所介護サービス」などを活用し、多職種でセルフマネジメント力の向上や社会参加支援を積極的に行います。

また、地域のニーズに応じて、多様な主体による自立支援のためのサービス提供を強化します。

### 【主な取組】

事業名	主な取り組みの事業概要
①フレイル、オーラルフレイル予防の推進	65歳以上のすべての方を対象に、自ら介護予防活動に取り組めるよう、介護予防に関する普及啓発と、要介護状態にならないための健康づくり・介護予防事業を実施します。 フレイル予防の3つの柱（運動、口腔・栄養、社会参加）を中心に、フレイル予防の重要性について多様な主体と連携して、普及啓発を進めます。 歯科医師会との連携によるオーラルフレイル予防（口腔機能低下予防）や、趣味、ボランティアなど自分の強みや興味・関心に沿った社会参加活動の普及啓発に取り組めます。
②市民の自主的な介護予防活動に対する支援	週1回「いきいき百歳体操 <sup>*</sup> 」に取り組む住民運営の通いの場 <sup>*</sup> の立ち上げを積極的に支援するとともに、通いの場が継続的に運営され、より効果的な自主活動となるよう、専門職による定期的な支援を行います。「ふれあい・いきいきサロン」について、担い手研修等を通じて活動支援に取り組めます。
③高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施	後期高齢者医療広域連合や庁内他部門と連携を図り、地区のデータ分析結果に基づき、通いの場における専門職の健康相談、健診受診勧奨、口腔体操支援など、保健事業と介護予防の一体的な実施に取り組めます。
④要支援者等に対する「入口支援の充実」	新規に要支援者等になった虚弱高齢者に対して、「元の暮らし」を取り戻すための「入口支援の充実」に取り組めます。 地域のリハビリテーション専門職によるアセスメント支援や、「短期集中通所介護サービス」、「地域ケア会議」などを積極的に活用し、多職種でセルフマネジメント力の向上や社会参加支援を積極的に行います。
⑤総合事業サービスの拡充	地域の助け合い活動を推進するとともに、地域のニーズに応じた多様な主体による自立支援のためのサービスの充足を図ります。
⑥自立支援、介護予防・重度化防止の評価	自立支援、介護予防・重度化防止に係る目標を設定し、研究及び分析、評価をした上で、サービスの改善や開発につなげます。

## 【 評価指標 】

評価指標	実績値	計画値		
	令和4年度 (2022)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)
住民運営通いの場の箇所	132 箇所	140 箇所	145 箇所	150 箇所
フレイル・オーラルフレイルの健康教育実施（累計）	3,083 人	9,000 人	12,000 人	15,000 人
短期集中通所介護サービス利用者	48 人	100 人	110 人	120 人

## (3) 高齢者への生活支援事業の推進

ひとり暮らし高齢者や夫婦のみの高齢者世帯が増加する中、在宅生活を継続するため、日常的な生活支援を必要とする人が増えてきており、そのニーズも多様化しています。こうした高齢者の日常生活の継続を支援するため、多様な生活支援サービスの充実に取り組みます。

## 【 主な取組 】

事業名	主な取り組みの事業概要
高齢者への生活支援事業の推進	<p>○老人日常生活用具給付事業 ひとり暮らし高齢者等に対し、日常生活用具を購入する費用の一部を助成します。</p> <p>○生活支援短期宿泊事業 在宅での生活が一時的に困難な高齢者に対し、養護老人ホーム等に一時的に宿泊させ、日常生活等の指導を行うとともに、給食の提供等により体調の調整を図ります。</p> <p>○はり・きゅう・あん摩マッサージ施術費の助成事業 高齢者の自立した在宅生活の継続を可能にするとともに、介護を要する状態への進行を防止するため、はり術、きゅう術又はあん摩マッサージ指圧術による施術の費用の一部を助成します。</p> <p>○高齢者バス・タクシー運賃助成事業 高齢者の閉じこもりや引きこもりを防止し、週に1回の外出を促すため、バスやタクシーを利用した際の運賃の一部を助成します。また、公共交通事業者及び公共交通担当課と連携し、事業の円滑な実施に取り組みます。</p> <p>○緊急通報システム 日常生活に不安のあるひとり暮らし等の高齢者宅に緊急通報システムを設置し、安否確認及び緊急事態等の発生時に適切な処置をするとともに、各種相談等を行い、生活支援と在宅福祉の増進を図ります。</p> <p>○見守り配食サービス※ 見守りが必要で食事を確保することが困難な高齢者に配食サービスを提供し、健康維持及び安否確認を行います。</p>

## 2 高齢者が活躍できる社会づくりの推進

### (1) 高齢者が地域で活躍できる場の創出

高齢者が持つ知識・経験、技術等を発揮できる環境を整えるため、老人クラブ連合会と連携し、高齢者の社会参加に向けた様々な活動を支援します。

また、今後も高齢者がいつまでも生きがいを持って地域で活躍できるよう、生涯スポーツや生涯学習・文化活動等を通じた生きがいづくりや地域における自主的な活動に対する支援により、参加の促進と活動の活性化を図り、高齢者の社会参加を促進する環境づくりと主体的な取り組みへの支援を推進します。

#### 【 主な取組 】

事業名	主な取り組みの事業概要
① 老人クラブへの支援	高齢者の生きがい、奉仕、健康づくりに寄与していくための事業を展開できるよう、老人クラブの活動費の一部を助成します。また、周南市老人クラブ連合会の「輝きクラブ周南※」と連携を密にして、「輝き周南大学」「向道湖福祉農園」「シルバースポーツ大会」等の高齢者の社会参加に向けた事業を支援します。併せて、高齢者の社会参加や地域活動への参画を促進するため、市広報やホームページ等で新規会員の加入促進を図ります。
②活動を通じた仲間づくり	高齢者ニーズに対応した老人クラブの展開を支援し、地域における介護予防の取り組みやスポーツ大会等、特色のある活動を通して、高齢者の仲間づくりや、生きがい活動、健康づくりを進めます。
③リーダーの育成	「輝き周南大学」へ新規の参加を促進し、地域リーダーの育成を図ります。

### (2) 高齢者が就労・社会参加しやすい環境づくりの推進

高齢者が長年培ってきた優れた技術や経験、知識等の持てる力を発揮できる活躍の場、社会参加の場の充実を図るとともに、高齢者が支えられるだけでなく、支える側で活躍できる仕組みをつくりまします。

#### 【 主な取組 】

事業名	主な取り組みの事業概要
① 鹿野高齢者生産活動センター	鹿野高齢者生産活動センター※は、高齢者の就業の機会の増大、高齢者相互の交流及び健康の増進、教養の向上等福祉の増進を総合的に推進することを目的として整備した施設です。農産物等の加工体験を通じた生産の喜びや生きがいづくりの場として、また、伝統技術の継承のため、利用者の増加を図ります。
②高齢者の持つ知識等が 発揮できる活躍の場、社会参加の場の充実	高齢者が地域社会で自立した生活を営むためには、生きがいを持って日常生活を過ごすことが重要です。具体的には、高齢者が趣味や特技、サークル活動等を通して、地域や社会を構成する一員として、社会貢献できる場を提供するとともに、こうした高齢者がいつまでも元気に暮らし、地域の方たちを支える生活支援の担い手になっていく社会参加の場の充実に取り組みます。

### 3 地域包括ケアシステムの深化・推進

#### (1) 相談・支援体制の充実

地域共生社会の実現に向けて、地域の複合化・複雑化した相談ニーズに対応するために、高齢者・障害者・子ども・生活困窮など各分野の関係機関との連携を強化し、重層的な支援体制の構築を推進します。

##### 【 主な取組 】

事業名	主な取り組みの事業概要
①もやいネットセンターの機能強化	市における重層的な支援体制の核として、役割分担や人員体制等について検討します。
②地域包括支援センターの体制整備、機能強化	障害分野や児童福祉分野などとの連携促進を図り、包括的な相談支援を推進するとともに機能強化を図ります。
③重層的な支援体制の構築	地域住民への支援体制として、各分野の関係機関が連携して、今後も地域の課題に対し、それぞれの役割を共有し必要な協働体制を持ちながら重層的な支援体制による地域づくりを推進していきます。

##### 【 評価指標 】

評価指標	実績値	計画値		
	令和4年度 (2022)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)
重層的支援会議（支援会議）の開催数	試行5回	10回	10回	10回

## (2) 地域での生活を支える基盤づくりの推進

地域丸ごとのつながりを強化していくために、生活支援体制整備事業において、地域福祉コーディネーターの日常の活動や、「協議体<sup>\*</sup>」や「地域支え合い会議」（以下、協議体等）が重要な役割を果たしています。虚弱高齢者の生活の困りごとや地域の課題を把握している地域福祉コーディネーターを中心に、地域の中で課題の解決策について話し合い、地域の資源を活かした住民主体の支え合い活動が推進できるよう、支援を行います。

さらに、地域における見守りやボランティアグループ、事業者や関係機関など多様な主体が連携した身近な地域でつながり支え合う基盤づくりを進め、地域共生社会の実現に向けた体制強化を図ります。

### 【 主な取組 】

事業名	主な取り組みの事業概要
①生活支援体制整備事業の推進	「協議体」や地域ケア会議などから地域課題を把握し、地域の様々な資源の発見や、地域資源を活かした助け合い活動の検討につなげられるよう、引き続き地域福祉コーディネーターや協議体等へ情報提供や活動の支援を行います。 高齢者が「支えられる側」だけでなく、「支え手」として社会的役割を担い、活動への参加や社会とのつながりを通して、健康づくり、介護予防、社会参加、生活支援を一体的に進めます。
②地域見守りネットワークの強化	民生委員・児童委員、福祉員、地域福祉コーディネーター、もやいネット支援事業者、地域包括支援センター、関係機関等が連携しながら、更なる地域見守りネットワークの強化に取り組みます。

### 【 評価指標 】

評価指標	実績値	計画値		
	令和4年度 (2022)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)
地域福祉コーディネーターの地域ケア会議または協議体等への参加割合	65%	70%	75%	80%



### (3) 地域ケア会議の推進

包括的・継続的ケアマネジメント業務の効果的な実施のために、多職種や地域の支援者により構成される地域ケア個別会議の充実に取り組み、地域で高齢者を支える地域包括支援ネットワークの構築を推進するとともに、地域ケア推進会議において、地域課題の共有やその対策を検討します。

#### 【 主な取組 】

事業名	主な取り組みの事業概要
① 地域ケア個別会議 (随時)	高齢者の個別ケースについて、地域の支援者を含めた多職種により、多角的視点から検討を行い、個別課題の解決を支援します。
②介護予防・自立支援型地域ケア個別会議 【私の暮らし会議】	介護予防の視点で、定期的に多職種協働による地域ケア個別会議を開催します。個人の状態改善や自立支援の促進を図るとともに、地域課題の把握や、介護予防ケアマネジメントの質の向上に取り組みます。
② 地域ケア推進会議 【圏域・小地域ケア会議】 【周南市地域ケア会議】	地域ケア個別会議等から見えてきた圏域・小地域または市全体の地域課題を共有し、地域づくりや資源開発、政策形成など対策を検討します。

#### 【 評価指標 】

評価指標	実績値	計画値		
	令和4年度 (2022)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)
地域ケア個別会議実施 件数	52 件	70 件	70 件	70 件
地域ケア推進会議実施 回数	7 回	8 回	8 回	8 回

### (4) 在宅医療・介護連携の推進

市内の医療・介護関係者で構成するネットワーク「あ・うんネット周南」において、在宅療養における4つの場面（Ⅰ日常の療養支援、Ⅱ入退院支援、Ⅲ急変時の対応、Ⅳ看取り<sup>※</sup>）ごとのめざすべき姿に向けて、場面ごとの課題や対応策を検討、実践につなげます。

また、包括的かつ継続的な在宅医療と介護の連携を推進していくために、関係者の相談支援や、情報共有の支援、多職種研修会を行います。

さらに医療・介護・行政が連携して、「ACP（人生会議<sup>※</sup>）」や在宅療養に関する地域住民への普及啓発に取り組みます。

## 在宅療養における4つの場面ごとのめざすべき姿

在宅療養の場面	めざすべき姿
I 日常の療養支援	本人とご家族がどちらも、治療や介護サービス等を継続して活用し、健康管理や気持ちの変化を専門職で共有することにより、在宅で安心して暮らすことができる。
II 入退院支援	本人の心身状態を把握したうえで体調の変化を早期に発見し、再入院のリスクを回避すると同時に、在宅での安全な生活が継続できるようにする。 また、入院時の生活と在宅での生活に差がないよう、スムーズに移行することで、その方らしさの支援を行う。
III 急変時の対応	医療と介護、救急（消防）が連携することにより、本人の意思を尊重したうえで、急変時に適切な対応ができるようにする。
IV 看取り	最終的に、すべての利用者がよかったと思える理想の最後を迎えられるような看取りができるようにする。

### 【主な取組】

事業名	主な取り組みの事業概要
①在宅医療・介護連携の課題の抽出、対応策の検討	在宅医療介護連携会議※等において、4つの場面を意識した現状分析や課題の抽出、対応策の検討を行い、現場での実践につなげます。
②医療・介護関係者への相談支援、研修会の開催	抽出された課題や対応策に基づき、医療・介護関係者の知識・技術の向上、連携推進をめざし、計画的に研修会を開催します。 相談窓口を設置し、併せて、デジタル技術を活用した関係者間の情報共有支援にも取り組みます。
③地域住民への普及啓発	在宅医療や介護について理解し、在宅での療養が必要になった時に必要なサービスを適切に選択できるよう、効果的な啓発方法を検討し、医療、介護、行政が連携して、「ACP（人生会議）」や在宅療養、看取りに関する地域住民への普及啓発に取り組みます。

### 【評価指標】

評価指標	実績値	計画値		
	令和4年度 (2022)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)
あ・うんネット周南在宅医療・介護連携会議、研修会の開催数	29回	20回	20回	20回

## (5) 認知症施策の総合的な推進【重点】

高齢化の進展により認知症高齢者が増えることが予想される中、認知症の人を含む高齢者にやさしい地域づくりを推進します。そのため、認知症の人や家族の視点を重視し、認知症になっても住み慣れた地域で安心して生活できるように、認知症サポーター<sup>※</sup>の活動を推進するとともに医療・介護との連携も含めた、認知症高齢者を支える地域のネットワーク体制の整備・強化に取り組みます。

また、ヤングケアラーを含めた家族介護者支援の支援体制の構築を進めます。

### 【主な取組】

事業名	主な取り組みの事業概要
①認知症への理解を深めるための普及・啓発・本人発信支援	<p>認知症月間（9月）における集中啓発や講演会、認知症サポーター養成講座等のあらゆる機会を通じて、地域住民をはじめ、企業・団体や学校等に対し、本人の声を起点とした普及活動を進め、新しい認知症観についての理解促進を図ります。</p> <p>「脳の健康チェックリスト」や認知症ケアパス（周南市認知症あんしんガイド）等を活用し、早期発見や早期対応の必要性について普及啓発に取り組みます。</p>
②認知症予防に資する可能性のある活動の推進	<p>健康づくりやフレイル予防、疾病の重症化防止に取り組むとともに、認知症の備えとして、社会参加の重要性から通いの場などの多様な活動への参加を推進します。</p> <p>認知機能をチェックするデジタルツールを活用し、多くの市民が積極的な認知症予防活動につなげられるよう、事業の周知やきめ細やかな相談支援を行います。</p>
③医療・ケア・介護サービス・介護者への支援	<p>認知機能低下のある人や認知症の人に対して早期発見・早期対応が行えるよう認知症疾患医療センターや医療・介護関係者等が連携し更なる認知症対応力の向上のための取組を推進します。</p> <p>本人とその家族が主体的に仲間と交流でき、一体的に支援が受けられるよう、既存の場（認知症カフェ<sup>※</sup>・認知症介護者の集い等）や関係団体等への支援や働きかけを行います。</p> <p>家族会や「認知症介護相談事業」の周知を積極的に実施し、介護者の負担軽減につなげます。</p>

事業名	主な取り組みの事業概要
④認知症バリアフリーの推進・若年性認知症の人への支援・社会参加支援	<p>○認知症サポーターの活用 認知症地域支援推進員を中心に、地域において認知症の人やその家族の支援ニーズと認知症サポーター等をマッチングできるよう、サポーターに対してステップアップ講座を計画的に開催し「チームオレンジ」の構築を進めます。</p> <p>○社会参加活動や社会貢献の促進 認知症の人を含めた高齢者に対して地域活動等の社会参加を促進し、地域において役割を担い、「生きがい」を持って生活が送れるよう支援し、認知症バリアフリーを推進します。</p> <p>○認知症にやさしい図書館の推進 職員への認知症サポーター養成講座の実施や、認知症・その介護に関する情報提供等を通じて本人や家族の居場所となる図書館づくりを進めます。 また市内全図書館において、認知症についての情報や図書の展示を行い、市民へ広く普及啓発します。</p> <p>○若年性認知症に関する支援 山口県の相談窓口や、市の関係課と連携し、若年性認知症の人に対する就労・社会参加支援等を推進していきます。</p> <p>○認知症徘徊SOSネットワーク※づくり 市域を超えた徘徊等に近隣市と連携し対応を行い、認知症徘徊SOSネットワークを広げていきます。</p>
⑤家族介護者等(ヤングケアラーを含む)の支援体制の構築	<p>○仕事と介護の両立支援のための環境整備 家族の介護が必要となった場合に、必要な情報収集が、インターネット等を利用していつでも、わかりやすく行えるようにするため、関連団体・事業所と連携して、サービス内容の情報提供を市ホームページを活用して実施します。 老々介護、ダブルケア、ヤングケアラー、介護離職の問題など、介護者が抱える複合的な課題や多様なニーズに対応できるよう、関係部署間での横断的な連携を図りながら重層的かつ包括的な支援体制の構築に取り組みます。</p>

## 【 評価指標 】

評価指標	実績値	計画値		
	令和4年度 (2022)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)
認知症サポーター養成者数累計	15,486人	18,500人	19,000人	19,500人
認知症サポーターステップアップ講座受講者数累計	25人	50人	100人	150人

## (6) 虐待防止・権利擁護の推進

高齢者の安全と福祉の向上に向けて、高齢者虐待防止の周知啓発とともに、高齢者の見守りネットワーク※や関連機関と連携し、虐待の防止と問題の早期発見に取り組みます。また、成年後見制度や日常生活自立支援事業※の利用促進・利用支援を行い、認知症などにより判断能力が不十分な高齢者の自立した日常生活を支援します。

### 【 主な取組 】

事業名	主な取り組みの事業概要
①高齢者虐待防止、早期発見の取り組みの推進	高齢者と接する機会の多い介護事業者や民生委員・児童委員や福祉員への研修や出前トークなどを通して、高齢者虐待防止の周知啓発を行うとともに、各関係機関と連携し、問題の早期発見、虐待防止の取り組みを推進します。
②成年後見制度や日常生活自立支援事業の普及啓発・相談援助	判断能力が十分でない認知症高齢者等について、周南市成年後見支援センターを中心として、成年後見制度や日常生活自立支援事業の普及啓発、相談支援などを行い、自立した日常生活の維持や金銭管理等の援助に取り組みます。

### 【 評価指標 】

評価指標	実績値	計画値		
	令和4年度 (2022)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)
高齢者虐待に関する研修会・出前トークの実施	2回	5回	5回	5回

## (7) 安全で住みよい環境づくりの推進

安全で住みよい環境づくりを推進するため、バリアフリー構造等を有した「サービス付き高齢者向け住宅」や「有料老人ホーム」等の設置状況の把握や必要な情報発信を行うとともに、サービス基盤の整備について、県及び関係機関と連携を図ります。

近年、異常気象等による災害が頻発しているため、災害時における支援体制を構築する必要があります。特に支援が必要となる要配慮者（高齢者・障害者・その他特に配慮を要する者）については、避難行動要支援者名簿を活用した「個別避難計画」の作成を進め、災害時の支援体制強化に取り組みます。

また、感染症の拡大下における介護サービスの継続的な提供体制の確保に取り組むとともに、介護サービス事業所や高齢者施設に対し、感染拡大防止の注意喚起等に取り組めます。

### 【 主な取組 】

事業名	主な取り組みの事業概要
①居住の場（住まい）の確保	住宅確保要配慮者である高齢者に対し、民間賃貸住宅への円滑な入居の促進等について、居住支援団体や居住支援法人と連携し、高齢者向け住まいを必要とする人への相談支援を行います。サービス付き高齢者向け住宅や有料老人ホーム等の設置状況について、県・市間の連携を図ります。
②防災活動支援	○避難行動要支援者に対する取組 避難行動要支援者名簿に記載され同意が得られた方を対象に、災害時において具体的な避難支援の内容や方法を平常時から話し合い記録した個別避難計画の作成について、防災担当課と連携して取り組みます。 ○要配慮者利用施設の避難確保計画作成支援 浸水想定区域や土砂災害警戒区域にある高齢者施設（要配慮者利用施設）の管理者が実効性のある避難確保計画を作成できるよう必要な助言を行います。
③感染症対策	介護サービス事業所等で感染症の患者が発生した時には、国や県と連携し、介護サービス提供体制が継続できるよう取り組みます。 介護サービス事業所や高齢者施設に対し、感染症予防対策等の啓発を行います。

## 4 介護保険制度の円滑な運営

### (1) 介護保険サービスの事業量及び給付費の見込み

#### ① 推計の手順

標準給付費\*は、以下の手順に沿って行います。

図表4-1 推計手順



## ② 総人口及び高齢者人口

将来人口の推計にあたってはコーホート変化率法により推計を行うと、総人口及び65歳以上の人口は減少するものと予想されます。

75歳以上の人口は令和9（2027）年まで増加し、その後は減少するものと予想されます。

図表 4-2 人口の推計

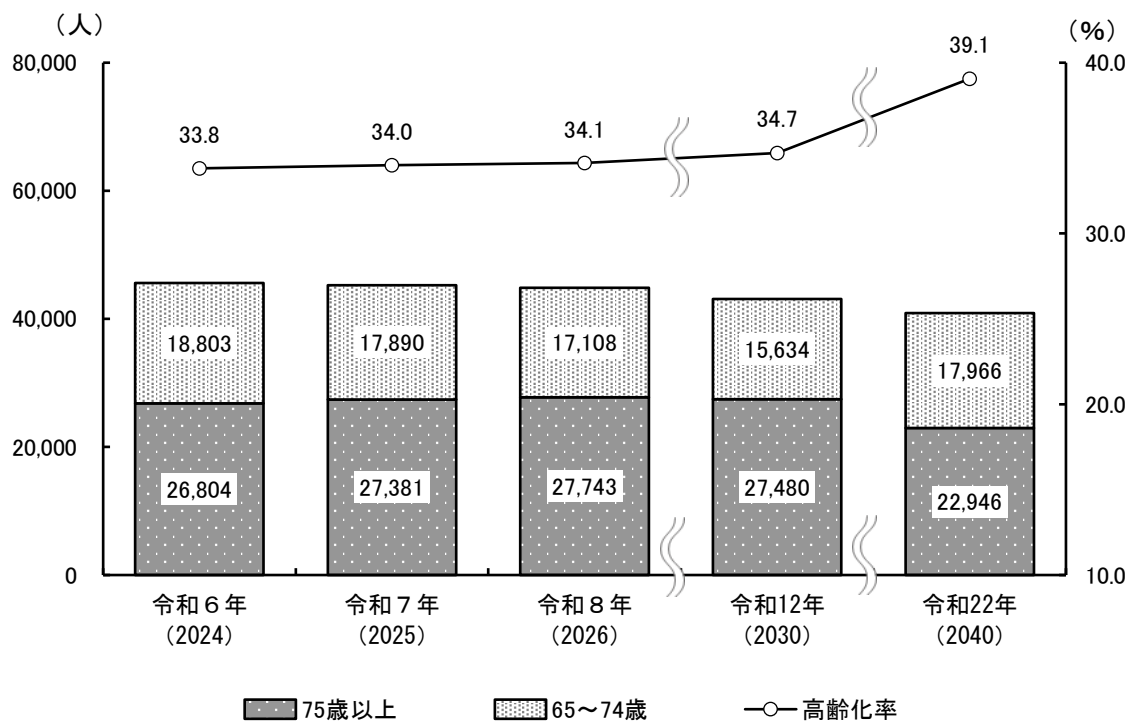
単位：人

	8期		9期			10期		
	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)
総人口	138,504	136,516	134,877	133,185	131,445	129,679	127,882	126,063
第2号被保険者 (40～64歳)	44,934	44,538	44,082	43,743	43,444	43,052	42,599	42,154
第1号被保険者 (65歳以上)	46,206	45,792	45,607	45,271	44,851	44,399	43,921	43,448
前期高齢者 (65～74歳)	20,989	19,919	18,803	17,890	17,108	16,445	16,042	15,731
後期高齢者 (75歳以上)	25,217	25,873	26,804	27,381	27,743	27,954	27,879	27,717

	11期			12期	13期	14期
	令和12年度 (2030)	令和13年度 (2031)	令和14年度 (2032)	令和16年度 (2034)	令和19年度 (2037)	令和22年度 (2040)
総人口	124,208	122,322	120,396	116,509	110,637	104,741
第2号被保険者 (40～64歳)	41,413	41,073	40,313	38,679	35,495	32,328
第1号被保険者 (65歳以上)	43,114	42,390	42,081	41,494	41,205	40,912
前期高齢者 (65～74歳)	15,634	15,203	15,309	15,516	16,800	17,966
後期高齢者 (75歳以上)	27,480	27,187	26,772	25,978	24,405	22,946



図表 4-3 高齢者数及び高齢化率の推移



### ③ 要介護（要支援）認定者数

過去5年間介護度ごとの認定率の推移をもとに将来の介護度ごとの認定者数の推計を行うと、令和16年まで増加したのち、減少傾向になると予想されます。

図表 4-4 要介護（要支援）認定者数の推計

単位：人

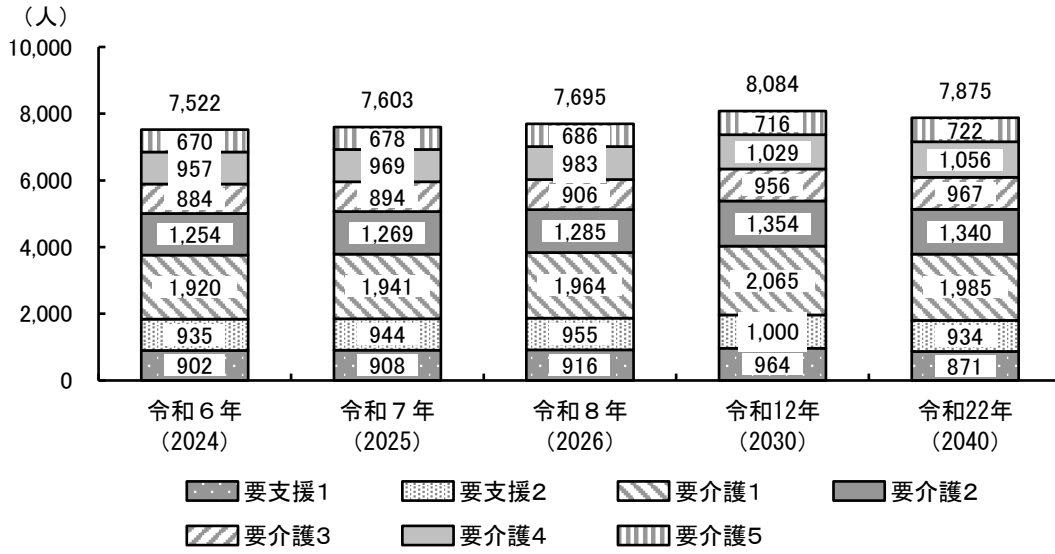
	8期		9期			10期		
	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)
要支援1	838	793	902	908	916	937	948	963
要支援2	957	932	935	944	955	974	985	1,000
要介護1	1,817	1,775	1,920	1,941	1,964	2,008	2,034	2,060
要介護2	1,268	1,234	1,254	1,269	1,285	1,313	1,331	1,346
要介護3	838	871	884	894	906	928	940	951
要介護4	970	951	957	969	983	1,004	1,014	1,021
要介護5	648	618	670	678	686	699	707	711
合計	7,336	7,174	7,522	7,603	7,695	7,863	7,959	8,052
第2号被保険者	147	132	136	135	135	135	132	131
前期高齢者	700	612	578	546	519	496	482	474
後期高齢者	6,489	6,430	6,808	6,922	7,041	7,232	7,345	7,447

	11期			12期	13期	14期
	令和12年度 (2030)	令和13年度 (2031)	令和14年度 (2032)	令和16年度 (2034)	令和19年度 (2037)	令和22年度 (2040)
要支援1	964	958	964	960	927	871
要支援2	1,000	992	1,004	1,012	989	934
要介護1	2,065	2,061	2,089	2,114	2,072	1,985
要介護2	1,354	1,354	1,376	1,398	1,377	1,340
要介護3	956	960	979	998	988	967
要介護4	1,029	1,034	1,057	1,078	1,073	1,056
要介護5	716	719	732	743	739	722
合計	8,084	8,078	8,201	8,303	8,165	7,875
第2号被保険者	129	126	125	119	111	101
前期高齢者	466	455	453	452	480	517
後期高齢者	7,489	7,497	7,623	7,732	7,574	7,257

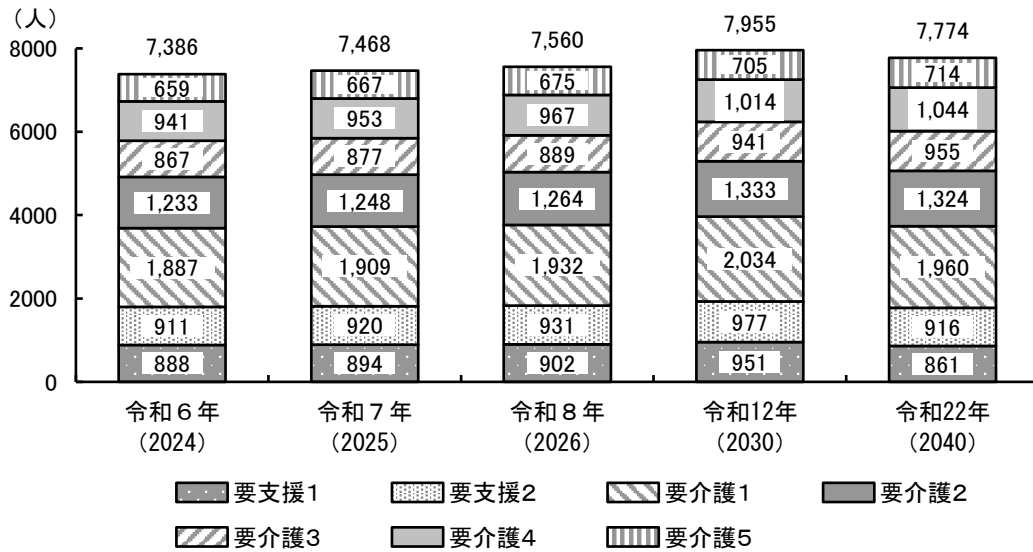
実績は介護保険事業報告月報（各年9月末日現在）

推計は過去5年間の認定率の平均により算出

図表 4-5 要介護（要支援）認定者数の推計(総数)



図表 4-6 第1号被保険者要介護（要支援）別認定率の推計



#### ④ 介護保険サービス利用料の見込み

厚生労働省により提供された「地域包括ケア見えるかシステム」を利用して、要介護（要支援）認定者数や介護保険給付の実績から第9期計画期間及び令和22（2040）年度の介護保険サービス利用者数等を推計しました。

図表 4-7 介護予防給付の実績と推計（1か月当たり）

項目	単位	第8期			第9期			第11期	第14期
		令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和12年度 (2030)	令和22年度 (2040)
介護予防サービス									
介護予防訪問入浴介護									
	回数（回）	0.0	0.3	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	人数（人）	0	0	0	0	0	0	0	0
介護予防訪問看護									
	回数（回）	188.8	231.1	355.6	368.2	374.5	380.1	397.6	368.2
	人数（人）	45	51	61	63	64	65	68	63
介護予防訪問リハビリテーション									
	回数（回）	393.5	371.5	307.3	315.4	315.4	325.1	342.9	315.4
	人数（人）	40	37	33	34	34	35	37	34
介護予防居宅療養管理指導									
	人数（人）	24	27	33	35	35	35	37	34
介護予防通所リハビリテーション									
	人数（人）	396	377	386	410	413	417	437	403
介護予防短期入所生活介護									
	日数（日）	35.4	33.1	24.0	24.0	24.0	24.0	24.0	24.0
	人数（人）	6	4	4	4	4	4	4	4
介護予防短期入所療養介護（老健）									
	日数（日）	7.3	4.0	8.4	8.4	8.4	8.4	8.4	8.4
	人数（人）	2	2	4	4	4	4	4	4
介護予防短期入所療養介護（病院等）									
	日数（日）	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	人数（人）	0	0	0	0	0	0	0	0

項目	単位	第8期			第9期			第11期	第14期
		令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和12年度 (2030)	令和22年度 (2040)
介護予防短期入所療養介護(介護医療院)									
	日数(日)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	人数(人)	0	0	0	0	0	0	0	0
介護予防福祉用具貸与									
	人数(人)	682	717	717	758	764	771	809	745
特定介護予防福祉用具購入費									
	人数(人)	15	14	14	14	14	15	16	14
介護予防住宅改修									
	人数(人)	16	15	13	14	14	14	14	13
介護予防特定施設入居者生活介護									
	人数(人)	8	10	8	8	8	12	12	12
地域密着型介護予防サービス									
介護予防認知症対応型通所介護									
	回数(回)	4.9	14.8	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	人数(人)	0	1	0	0	0	0	0	0
介護予防小規模多機能型居宅介護									
	人数(人)	9	6	6	6	6	6	6	6
介護予防認知症対応型共同生活介護									
	人数(人)	1	0	0	0	0	0	0	0
介護予防支援									
	人数(人)	953	962	977	1,034	1,042	1,051	1,103	1,015

図表 4-8 介護給付の実績と推計（1か月当たり）

項目	単位	第8期			第9期			第11期	第14期
		令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和12年度 (2030)	令和22年度 (2040)
居宅サービス									
訪問介護									
	回数(回)	37,732.6	32,321.4	29,797.9	29,700.3	29,554.2	29,436.9	31,138.3	31,505.1
	人数(人)	1,201	1,158	1,122	1,118	1,112	1,108	1,175	1,168
訪問入浴介護									
	回数(回)	196.8	205.9	233.0	256.5	253.0	248.0	281.1	279.6
	人数(人)	39	45	52	57	56	55	62	62
訪問看護									
	回数(回)	2,228.1	1,959.3	2,202.7	2,378.2	2,365.3	2,339.5	2,580.8	2,548.4
	人数(人)	379	354	397	429	427	423	465	458
訪問リハビリテーション									
	回数(回)	2,448.9	2,396.1	2,799.5	3,011.1	3,000.5	2,978.9	3,247.2	3,215.3
	人数(人)	229	227	248	267	266	264	288	285
居宅療養管理指導									
	人数(人)	657	696	760	812	810	806	880	871
通所介護									
	回数(回)	17,965.8	16,966.4	16,664.4	16,654.4	16,561.0	16,466.0	17,570.7	17,439.4
	人数(人)	1,500	1,470	1,489	1,488	1,480	1,472	1,570	1,554
通所リハビリテーション									
	回数(回)	4,972.8	4,744.7	4,928.3	4,983.0	4,999.2	5,015.4	5,484.3	5,387.1
	人数(人)	626	622	628	635	637	639	699	686
短期入所生活介護									
	日数(日)	2,671.2	2,669.4	2,364.0	2,384.8	2,384.8	2,398.0	2,621.2	2,600.5
	人数(人)	228	212	208	210	210	212	231	228
短期入所療養介護(老健)									
	日数(日)	302.2	323.0	359.4	395.0	395.0	395.0	424.0	411.7
	人数(人)	42	51	62	68	68	68	73	71
短期入所療養介護(病院等)									
	日数(日)	0.5	0.0	0.8	0.8	0.8	0.8	0.8	0.8
	人数(人)	0	0	1	1	1	1	1	1

項目	単位	第8期			第9期			第11期	第14期
		令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和12年度 (2030)	令和22年度 (2040)
短期入所療養介護(介護医療院)									
	日数(日)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	人数(人)	0	0	0	0	0	0	0	0
福祉用具貸与									
	人数(人)	2,004	2,033	2,162	2,313	2,308	2,302	2,503	2,472
特定福祉用具購入費									
	人数(人)	32	31	33	35	35	36	38	38
住宅改修									
	人数(人)	20	19	16	17	17	17	17	17
特定施設入居者生活介護									
	人数(人)	137	150	156	156	156	224	224	224
地域密着型サービス									
定期巡回・随時対応型訪問介護看護									
	人数(人)	22	84	108	119	117	116	130	129
夜間対応型訪問介護									
	人数(人)	0	0	0	0	0	0	0	0
認知症対応型通所介護									
	回数(回)	424.0	315.7	331.7	292.7	292.7	292.7	319.1	303.1
	人数(人)	38	26	24	25	25	24	27	26
小規模多機能型居宅介護									
	人数(人)	94	88	89	96	96	96	111	108
認知症対応型共同生活介護									
	人数(人)	295	294	290	290	290	299	299	299
地域密着型特定施設入居者生活介護									
	人数(人)	0	0	0	29	29	29	29	29
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護									
	人数(人)	31	30	30	45	59	59	59	59
看護小規模多機能型居宅介護									
	人数(人)	1	1	2	2	11	11	12	12
地域密着型通所介護									
	回数(回)	3,401.4	3,168.3	3,299.5	3,518.3	3,496.9	3,481.3	3,819.9	3,772.3
	人数(人)	262	240	236	252	251	250	273	269

項目	単位	第8期			第9期			第11期	第14期
		令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和12年度 (2030)	令和22年度 (2040)
施設サービス									
介護老人福祉施設									
	人数(人)	580	585	589	589	589	601	649	649
介護老人保健施設									
	人数(人)	483	493	496	396	396	396	396	396
介護医療院									
	人数(人)	73	100	103	107	107	107	107	107
介護療養型医療施設									
	人数(人)	7	5	3					
居宅介護支援									
	人数(人)	3,073	3,058	3,063	3,286	3,297	3,286	3,540	3,479

※人数は1月当たりの延べ人数の平均値。



⑤ 介護保険サービス給付費の見込み

第9期計画期間における各介護保険サービスにおける利用者数の見込みを踏まえ、給付費を推計しました。

図表 4-9 介護予防・地域密着型介護予防サービス給付費の見込み（年額）

単位：千円

サービス種類	令和6 年度 (2024)	令和7 年度 (2025)	令和8 年度 (2026)	令和12 年度 (2030)	令和22 年度 (2040)
介護予防サービス					
介護予防訪問入浴介護	0	0	0	0	0
介護予防訪問看護	24,504	24,914	25,309	26,478	24,535
介護予防 訪問リハビリテーション	10,912	10,926	11,263	11,878	10,926
介護予防居宅療養管理指導	3,852	3,856	3,856	4,077	3,745
介護予防 通所リハビリテーション	163,832	165,328	167,124	174,931	162,129
介護予防短期入所生活介護	1,620	1,622	1,622	1,622	1,622
介護予防短期入所療養介護 (老健)	1,047	1,048	1,048	1,048	1,048
介護予防短期入所療養介護 (病院等)	0	0	0	0	0
介護予防短期入所療養介護 (介護医療院)	0	0	0	0	0
介護予防福祉用具貸与	60,808	61,297	61,872	64,909	59,851
特定介護予防福祉用具購入費	4,151	4,151	4,456	4,737	4,151
介護予防住宅改修	11,859	11,859	11,859	11,859	10,998
介護予防 特定施設入居者生活介護	6,367	6,375	9,562	9,562	9,562
地域密着型介護予防サービス					
介護予防 認知症対応型通所介護	0	0	0	0	0
介護予防 小規模多機能型居宅介護	5,223	5,230	5,230	5,230	5,230
介護予防 認知症対応型共同生活介護	0	0	0	0	0
介護予防支援	58,771	59,300	59,813	62,772	57,765
介護予防サービスの総給付費	352,946	355,906	363,014	379,103	351,562

図表 4-10 居宅介護・地域密着型介護・施設介護サービス給付費の見込み（年額）

単位：千円

サービス種類	令和6 年度 (2024)	令和7 年度 (2025)	令和8 年度 (2026)	令和12 年度 (2030)	令和22 年度 (2040)
<b>居宅サービス</b>					
訪問介護	931,542	928,127	924,502	978,097	988,024
訪問入浴介護	37,789	37,326	36,587	41,475	41,248
訪問看護	178,840	177,998	175,862	194,493	192,160
訪問リハビリテーション	107,075	106,850	106,089	115,612	114,446
居宅療養管理指導	97,904	97,861	97,485	106,135	104,957
通所介護	1,534,340	1,526,925	1,517,330	1,619,869	1,615,113
通所リハビリテーション	478,178	480,455	482,128	526,401	519,405
短期入所生活介護	241,543	241,848	242,985	266,444	264,565
短期入所療養介護（老健）	51,431	51,496	51,496	55,407	53,761
短期入所療養介護（病院等）	83	83	83	83	83
短期入所療養介護（介護医療院）	0	0	0	0	0
福祉用具貸与	358,427	356,176	353,947	389,239	387,121
特定福祉用具購入費	11,297	11,297	11,595	12,271	12,300
住宅改修	14,286	14,286	14,286	14,286	14,286
特定施設入居者生活介護	374,269	374,743	538,175	538,175	538,175
<b>地域密着型サービス</b>					
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	332,799	323,780	319,935	366,468	364,784
夜間対応型訪問介護	0	0	0	0	0
認知症対応型通所介護	23,161	23,190	23,190	25,234	24,142
小規模多機能型居宅介護	218,464	218,740	218,740	251,667	246,406
認知症対応型共同生活介護	912,982	914,138	942,343	942,343	942,343
地域密着型特定施設入居者生活介護	70,030	70,118	70,118	70,118	70,118
地域密着型介護老人福祉施設 入所者生活介護	174,274	228,475	228,475	228,475	228,475
看護小規模多機能型居宅介護	7,220	39,618	39,618	43,377	43,089
地域密着型通所介護	391,701	388,656	386,615	426,958	422,297
<b>施設サービス</b>					
介護老人福祉施設	1,926,449	1,928,887	1,968,087	2,125,637	2,125,637
介護老人保健施設	1,307,802	1,309,457	1,309,457	1,309,457	1,309,457
介護医療院	475,349	475,951	475,951	475,951	475,951
介護療養型医療施設					
居宅介護支援	590,868	592,975	590,704	637,941	628,296
介護サービスの総給付費	10,848,103	10,919,456	11,125,783	11,761,613	11,726,639

## ⑥ 標準給付費

第9期計画における標準給付費見込量は、合計で約357億5千万円と推計されます。

図表 4-11 標準給付費の見込み

単位：千円

区分	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	合計
総給付費	11,201,049	11,275,362	11,488,797	33,965,208
介護予防サービス費	352,946	355,906	363,014	1,071,866
介護サービス費	10,848,103	10,919,456	11,125,783	32,893,342
特定入所者介護サービス 費等給付額 (財政影響額調整後)	225,825	218,735	226,110	670,670
高額介護サービス費等給 付額(財政影響額調整後)	314,233	330,928	314,678	959,839
高額医療合算介護サービ ス費等給付額	37,198	39,490	37,198	113,886
算定対象審査支払手数料	12,245	12,086	12,245	36,576
標準給付費見込額	11,790,549	11,876,601	12,079,028	35,746,179

※千円単位で四捨五入しているため、各年度と合計額は合致しません。

⑦ 地域支援事業費※

第9期計画における地域支援事業費見込量は、合計で約17億9千万円と推計されます。

※報酬改定等により数値が変更となる場合があります。

図表4-12 地域支援事業費の見込み

単位：千円

区分	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	合計
介護予防・日常生活支援 総合事業費	342,307	354,090	366,080	1,062,477
包括的支援事業（地域包 括支援センターの運営） 及び任意事業費	197,715	199,737	201,766	599,218
包括的支援事業（社会保 障充実分）	39,200	41,696	42,937	123,833
地域支援事業費見込額	579,222	595,523	610,783	1,785,528

図表 4-13 地域支援事業の量の見込み

【介護予防・日常生活支援総合事業】

		項目	単位	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)
介護予防・ 生活支援 サービス事業	介護予防・ 生活支援 サービス事業	訪問型サービス	件	5,700	5,900	6,300
		通所型サービス	件	13,200	13,800	14,300
		地域支えあい訪問介護・通所介護・移動支援サービス登録団体数	団体	8	9	10
	介護予防ケアマネジメント事業	介護予防ケアマネジメント件数	件	6,400	7,000	7,600
一般介護予防事業	地域介護予防活動支援事業	住民運営通いの場箇所数	か所	140	145	150

【包括的支援事業・任意事業】

		項目	単位	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)
包括的支援 事業 (任意事業)	地域包括支援センター運営事業	設置箇所数	か所	5	5	5
		相談件数	件	9,200	9,200	9,200
	もやいネットセンター推進事業	相談件数	件	4,100	4,100	4,100
	地域ケア会議推進事業	介護予防型地域ケア会議開催数	回	12	12	12
	在宅医療・介護連携推進事業	会議・研修開催回数	回	20	20	20
	認知症施策総合推進事業	初期集中支援件数	件	3	3	3
		認知症サポーター数(累計)	人	18,500	19,000	19,500

⑧ 保健福祉事業費

「ねたきり高齢者紙おむつ給付事業」を保健福祉事業で実施します。

第9期計画における保健福祉事業費は、合計で600万円を見込んでいます。

## (2) 日常生活圏域と介護保険サービスの基盤整備

### ① 日常生活圏域

第8期計画の設定を引き継ぎ、7つの圏域（東部・中央1・中央2・中央3・中央4・西部・北部）を定めました。

### ② 介護保険施設の基盤整備

特別養護老人ホームについては、広域型の特別養護老人ホーム（定員60名）の整備が1箇所見込まれ、地域密着型の特別養護老人ホーム（29床）を1箇所整備する予定です。なお、既存の有料老人ホーム（定員34名）の1箇所及びサービス付き高齢者住宅（定員29名・定員38名）の2箇所が特定施設へ転換予定です。

また、認知症対応型グループホーム（定員18名）の1箇所について9床の増床が見込まれています。

図表4-14 【市内の介護施設等の定員及び箇所数】

施設の種別		第8期計画 (令和5年 3月31日 現在)	第9期計画増減			第9期計画末	
種別	定員・ 箇所数	人数	令和6 年度	令和7 年度	令和8 年度	9期 小計	合計
特別養護老人 ホーム	定員	631	29	0	60	89	720
	箇所	8	1	0	1	2	10
広域型（30 人以上）	定員	602	0	0	60	60	662
	箇所	7	0	0	1	1	8
地域密着型 （29人以下）	定員	29	29	0	0	29	58
	箇所	1	1	0	0	1	2
介護老人保健 施設	定員	554	△100	0	0	△100	454
	箇所	7	△1	0	0	△1	6
介護医療院	定員	93	0	0	0	0	93
	箇所	2	0	0	0	0	2
認知症対応型 グループホーム（グループ ホーム）	定員	297	0	0	9	9	306
	箇所	20	0	0	0	0	20
特定施設入居 者生活介護	定員	111	29	0	72	101	212
	箇所	2	1	0	2	3	5
小計	定員	1,686	△42	0	141	99	1,785
	箇所	39	1	0	3	4	43

施設の種別		第8期計画 (令和5年 3月31日 現在)	第9期計画増減			第9期計画末	
種別	定員・ 箇所数	人数	令和6 年度	令和7 年度	令和8 年度	9期 小計	合計
有料老人ホーム(特定施設未指定)	定員	674	0	0	△34	△34	640
	箇所	25	0	0	△1	△1	24
サービス付き高齢者向け住宅(特定施設未指定)	定員	330	△29	0	△38	△67	263
	箇所	22	△1	0	△1	△2	20

### ③ 地域密着型サービスの基盤整備

小規模多機能型居宅介護については、中央3圏域に1箇所整備する予定です。

看護小規模多機能型居宅介護については、全圏域から1箇所整備する予定です。

地域密着型介護老人福祉施設については、東部・中央1・中央3・中央4・西部・北部圏域から1箇所整備する予定です。

図表 4-15 小規模多機能型居宅介護の整備

日常生活圏域	東部	中央1	中央2	中央3	中央4	西部	北部	合計
既存事業所数	1	1	1	0	1	1	1	6
整備事業所数	0	0	0	1	0	0	0	1

図表 4-16 看護小規模多機能型居宅介護の整備

日常生活圏域	東部	中央1	中央2	中央3	中央4	西部	北部	合計
既存事業所数	0	0	0	0	0	0	0	0
整備事業所数	※	※	※	※	※	※	※	1

※の内から1箇所を整備

図表 4-17 地域密着型介護老人福祉施設の整備

日常生活圏域	東部	中央1	中央2	中央3	中央4	西部	北部	合計
既存事業所数	0	0	1	0	0	0	0	1
整備事業所数	※	※		※	※	※	※	1

※の内から1箇所を整備



### (3) 第1号被保険者の負担割合及び保険料率

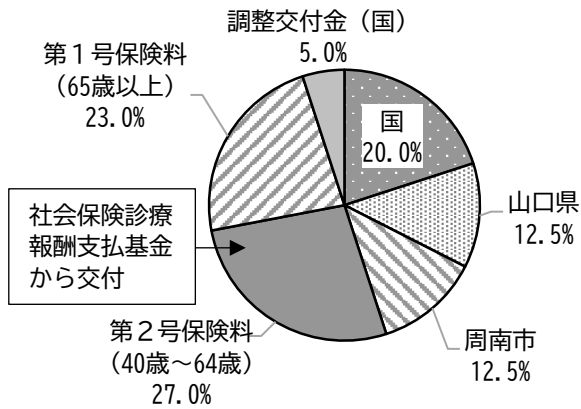
#### ① 第1号被保険者の負担割合

第1号被保険者による保険料の負担割合は、第8期計画と同様に、第9期計画は23%となります。

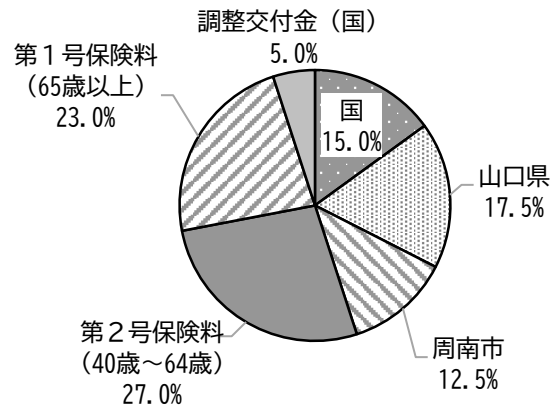
図表4-18 第1号被保険者の負担割合

#### ア 介護保険の財源構成

【居宅サービス費財源構成】

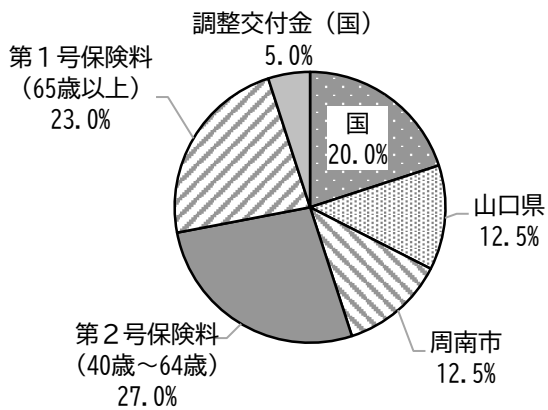


【施設サービス費財源構成】

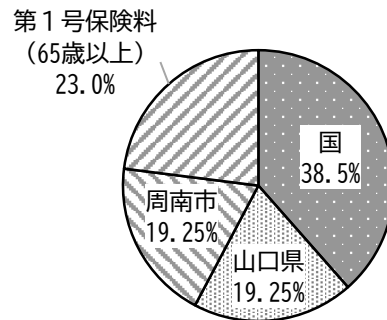


#### イ 地域支援事業の財源構成

【介護予防・日常生活支援総合事業の財源構成】



【包括的支援事業・任意事業の財源構成】



## ② 介護保険料の段階設定

第9期計画は所得段階を14段階とし、割合を設定しました。

市民税非課税世帯層（第1～3段階）は、公費を投入し、保険料率の軽減措置を行います。

図表 4-19 介護保険料の段階設定

段階	対象者	保険料率 (軽減後)
第1段階	1 生活保護受給者の方 2 世帯が市民税非課税で次のいずれかの方 ・老齢福祉年金受給者 ・前年の公的年金等の収入金額と合計所得金額から年金収入に係る所得を控除した額の合計が80万円以下	0.455 (0.285)
第2段階	世帯が市民税非課税で前年の公的年金等の収入金額と合計所得金額から年金収入に係る所得を控除した額の合計が80万円を超え120万円以下の方	0.685 (0.485)
第3段階	世帯が市民税非課税で前年の公的年金等の収入金額と合計所得金額から年金収入に係る所得を控除した額の合計が120万円を超える方	0.69 (0.685)
第4段階	本人が市民税非課税で前年の公的年金等の収入金額と合計所得金額から年金収入に係る所得を控除した額の合計が80万円以下の方	0.85
第5段階	本人が市民税非課税で前年の公的年金等の収入金額と合計所得金額から年金収入に係る所得を控除した額の合計が80万円を超える方	1.00
第6段階	本人が市民税課税で前年の合計所得金額が120万円未満の方	1.15
第7段階	本人が市民税課税で前年の合計所得金額が120万円以上210万円未満の方	1.25
第8段階	本人が市民税課税で前年の合計所得金額が210万円以上320万円未満の方	1.50
第9段階	本人が市民税課税で前年の合計所得金額が320万円以上420万円未満の方	1.70
第10段階	本人が市民税課税で前年の合計所得金額が420万円以上520万円未満の方	1.90
第11段階	本人が市民税課税で前年の合計所得金額が520万円以上620万円未満の方	2.10
第12段階	本人が市民税課税で前年の合計所得金額が620万円以上720万円未満の方	2.30
第13段階	本人が市民税課税で前年の合計所得金額が720万円以上1,000万円未満の方	2.40
第14段階	本人が市民税課税で前年の合計所得金額が1,000万円以上の方	2.60

### ③ 保険料収納必要額と保険料基準額

令和6（2024）年度から令和8（2026）年度の介護保険の運営に必要な費用（3年間分）や保険料段階別の被保険者数の推計から第1号被保険者の保険料基準額（月額）は下表のようになります。

図表 4-20 保険料収納必要額と保険料基準額

単位：千円

	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	合計
標準給付費見込額 (①)	11,790,549	11,876,601	12,079,028	35,746,179
地域支援事業費 (②)	579,222	595,523	610,783	1,785,528
第1号被保険者負担分 及び調整交付金相当額 (③ = ((①+②) × 23%) + ((①+介護予防・日常生活支援総合事業費) × 5%))	3,451,690	3,480,123	3,540,912	10,472,725
調整交付金見込額 (④)	618,776	635,996	674,525	1,929,297
市町村特別給付費等 (⑤)				6,000
介護保険給付準備基金 取崩額 (⑥)				656,000
保険者機能強化推進交付金 等の交付見込額 (⑦)				60,000
第9期保険料収納必要額 (⑧ = ③ - ④ + ⑤ - ⑥ - ⑦)				7,833,428
予定保険料収納率 (⑨)				99.18%
所得段階別加入割合補正後 被保険者数 (⑩)				132,693人
月額保険料基準額 (⑧ ÷ ⑨ ÷ ⑩ ÷ 12)				4,960円

※千円単位で四捨五入しているため、各年度と合計額は合致しません。

この結果、本市における第1号被保険者保険料基準額（月額）は、4,960円とします。

図表4-21 第9期計画の推計

		第8期 (2021年度)	第9期 (2024年度)
人口		139,762 人	134,877 人
第1号被保険者数		46,331 人	45,607 人
	65～74 歳	22,203 人	18,803 人
	75 歳以上	24,128 人	26,804 人
要支援・要介護認定者数		7,336 人	7,522 人
年度給付費 (地域支援事業費含む)		12,424,993 千円	12,369,771 千円
介護保険料 (基準額)	月額	4,960 円	4,960 円
	年額	59,520 円	59,520 円



#### (4) 2025年・2040年のサービス水準等の推計及び第9期計画の目標

現時点におけるサービスの種類、介護報酬及び各サービスの利用率が継続するという仮定でサービス水準を見込んだところ、令和7（2025）年度の推計値は、標準給付費と地域支援事業費の合計が約124億円、令和22（2040）年度の推計値が約132億円となります。

※報酬改定等により変更となる場合があります。

令和7（2025）年、令和22（2040）年に向けて、高齢者が可能な限り、住み慣れた地域でその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、地域の実情に合わせた地域包括ケアシステムの一層の深化・推進が重要となります。

地域の力を活かして地域包括ケアシステムを強化し、地域と共に創る社会「地域共生社会」の実現に向けた取り組みを推進することを目標とします。

#### 【 主な取組 】

事業名	主な取り組みの事業概要
地域の力を活かして地域包括ケアシステムを強化し、地域と共に創る社会「地域共生社会」の実現に向けた取り組みを推進すること	令和7（2025）年、令和22（2040）年も見据えた本格的な地域包括ケアシステムの構築・深化を着実に推進し、この取り組みを基盤として地域共生社会の実現をめざします。 地域包括ケアシステムの深化・推進として、もやいネットセンター・地域包括支援センター等の機能強化、属性や世代を問わない重層的支援体制整備事業における包括的な相談・支援体制の構築、生活支援体制整備事業の強化・充実、在宅医療・介護連携、認知症施策、虐待・権利擁護、安全で住みよい環境づくり等に取り組み、包括的支援体制の構築を推進します。

## (5) 介護給付等の適正化への取り組み及び目標

介護認定調査員や介護認定審査会の研修、指導を通じて、適正な認定調査体制を確保し、介護認定審査会の平準化を促進するとともに、給付内容の点検や住宅改修の実態の確認、介護給付通知を通じて、受給者と事業者に適切なサービス利用の意識啓発を行い、介護支援の質を向上します。

### 【 主な取組 】

#### ① 適正な認定調査実施体制の確保

介護認定調査員の研修や調査を委託する事業所への指導等を通して、適正な認定調査を実施する体制を確保します。

事業名	実績値	計画値		
	令和4年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
介護認定調査員研修	4回	4回	4回	4回

#### ② 認定審査の平準化

介護認定審査会資料を事前に点検することや認定審査会委員の研修を通じて、介護認定審査会の各合議体の平準化を図るとともに、判定について全国の保険者との差異の分析を行い、適正な審査体制を確保します。

事業名	実績値	計画値		
	令和4年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
介護認定審査会委員研修	2回	2回	2回	2回

### ③ ケアマネジメントの適正化

居宅介護支援事業所、介護予防支援事業所<sup>※</sup>に対し、ケアプランの点検を行い、自立支援・重度化防止に資する適切なケアプランとなっているか、介護支援専門員<sup>※</sup>とともに検証・確認し、介護支援専門員の資質向上を支援します。

事業名		実績値	計画値		
		令和4年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
ケアプラン の点検	件数	34件	50件	50件	50件
	事業所数	12事業所	20事業所	20事業所	20事業所

### ④ 給付内容の点検等

給付内容の縦覧点検及び医療情報との突合を実施する他、国保連の適正化システム<sup>※</sup>による提供データの活用により、給付費の適正化を図ります。

事業名		実績値	計画値		
		令和4年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
縦覧点検・医療情報との突合		12回	12回	12回	12回

### ⑤ 住宅改修等の点検

住宅改修及び福祉用具に係る給付において、必要に応じ、実態確認や施工状況を点検します。また、リハビリテーション専門職による点検を推進します。

事業名		実績値	計画値		
		令和4年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
住宅改修実態調査		2件	5件	5件	5件
福祉用具実態調査		0件	2件	2件	2件

## (6) 人材の確保及び資質の向上【重点】

介護人材の確保と資質向上に向けて、市内の介護保険サービス事業所を対象に、介護職員の確保と育成に関する支援について検討します。また、県との連携を通じて介護現場の革新に向けた先進事例を広め、業務効率化と介護人材の働きやすい環境づくりに努めます。

### 【主な取組】

事業名	主な取り組みの事業概要
①介護人材の確保及び資質の向上	○介護人材の確保・育成 介護福祉士として市内の介護サービス事業所に就職する者に対する金銭的な支援について、調査検討を行います。 また、ハラスメントのない介護現場で介護従事者が安心して働けるよう、窓口配布パンフレットを利用し周知します。 ○若年層に対する啓発活動 NPO法人や大学と連携し、小中学生等の若年層に介護・福祉の仕事についての理解を促進するための啓発活動を行い、地域人材の育成定着をめざします。
②介護現場の生産性向上（ICT等）の推進	県と連携し、個々の申請様式・添付書類や手続きに関する簡素化、様式例の活用による標準化及びICT等の活用を進め、介護事業者及び自治体の業務効率化に取り組みます。 また、介護ロボット等のテクノロジーの活用によって、業務の改善や効率化等を進めることができ、職員の業務負担の軽減につながるため、介護現場の生産性の向上を推進していきます。



## (7) 目標の達成状況の点検、調査及び評価等並びに公表

---

本計画に基づく事業の実施状況、目標の達成状況、評価等については、毎年、高齢者保健福祉推進会議において報告、協議し、P D C A (Plan (計画) →Do (実行) →Check (評価) →Act (改善)) サイクルにより、必要に応じて見直しながら、実情に応じた事業の円滑な実施に努めます。その際、データの利活用の促進や、そのための環境整備に取り組みます。

また、国の福祉施策の抜本的な見直し、社会状況の変化時でも、これらの状況に柔軟に対応するため、必要に応じて関係会議を中心に施策の再検討を行い、本計画の直しを行います。評価等の結果については、ホームページ等を通して周知を図ります。

# 第5章 推進体制の整備

## 1 市役所内部の連携強化

### (1) 職員間の情報共有

超高齢社会における諸課題は、高齢者福祉、介護、医療にとどまらず、多岐にわたることから、庁内の関係課との情報共有や調整が必要となります。

高齢化によって生じる様々な課題についての情報の共有化を図ります。

### (2) 横断的な連携体制の強化

高齢者に関する課題は、庁内各課に関わることも多く、その対応には関係課の連携が重要となります。

複数課に関係する課題について連携して対応し、課題解決を図ります。

## 2 市役所外部との連携強化

### (1) 国・県・近隣市との連携体制の推進

法改正や制度改正など、国・県の動向を注視し、計画の推進に反映させるよう努めます。

国・県の動向に注視するとともに、協力して対応します。

高齢化による諸問題に対して近隣市と情報交換し、協力して対応します。

### (2) 医療・介護サービス事業者との連携

医療・介護サービス事業者で組織される連絡会などとの意見交換により、情報を共有し、市民ニーズの把握に努めます。

### (3) 市民との協働による計画の推進

---

市民との協働を推進し、高齢者が住みよい社会をめざします。  
市民と行政との協力体制を推進し、地域福祉の向上を図ります。

# 資料編

## 1 計画の策定経緯

日付	名称	内容
令和4年6月1日～ 令和5年3月22日	アンケート調査の実施	在宅介護実態調査
令和5年5月1日～ 令和5年5月31日	アンケート調査の実施	介護予防・日常生活圏域ニーズ調査
令和5年7月26日	第1回周南市高齢者 保健福祉推進会議	(1) 会長の選出 (2) 「介護予防・日常生活圏域ニーズ調査 及び在宅介護実態調査の結果について (3) 「次期計画策定方針等」について
令和5年9月29日	第2回周南市高齢者 保健福祉推進会議	(1) 「第10次老人保健福祉計画・第9期 介護保険事業計画」の体系・骨子の 検討について
令和5年11月15日	第3回周南市高齢者 保健福祉推進会議	(1) 「第10次老人保健福祉計画・第9期 介護保険事業計画」の素案について
令和6年1月19日～ 令和6年2月19日	パブリック・コメント の実施	(1) 周南市高齢者プラン「第10次 老人保健福祉計画・第9期介護保険 事業計画」(素案)について
令和6年3月14日	第4回周南市高齢者 保健福祉推進会議	(1) 令和5年度事業進捗状況について (2) 保険者機能強化推進交付金等につ いて (3) パブリック・コメントの結果につ いて (4) 介護保険財政の見込み、第1号被保 険者の保険料について

## 2 周南市高齢者保健福祉推進会議委員名簿

氏名	役職名	備考
難波利光	周南公立大学 福祉情報学部 教授	会長
吉田久美子	山口県周南保健福祉センター 主任	
武居道彦	(一般社団法人) 徳山医師会 会計担当理事	
河村誠	(一般社団法人) 徳山歯科医師会 会長	
野崎俊明	(社会福祉法人) 周南市社会福祉協議会 常務理事	副会長
井上孝治	周南市民生委員児童委員協議会 副会長	
岸村敬士	周南市老人クラブ連合会 会長	
中本敦子	周南北部地域包括支援センター 主任介護支援専門員	
松田敬子	くまげ福寿草の会(認知症を支える会) 事務局長	
藤本真樹	周南市介護支援専門員協会 会長	
須山俊一	社会福祉法人 緑山会 理事 (特別養護老人ホーム友愛園)	
鈴木真由美	山口県訪問介護事業所連絡協議会 理事	
杉村義男	一般公募	
信吉重治	一般公募	
古殿雄二	一般公募	

## 3 用語解説

### 【あ行】

#### いきいき百歳体操

介護予防への効果を実証されている、おもりを使った約40分間の筋力運動。

### 【か行】

#### 介護給付費の適正化

平成29年の介護保険法改正により、市町村が介護給付等に要する費用の適正化に関し、取り組むべき施策およびその目標を定めるものとされ、国の指針では「要介護認定の適正化」「ケアプランの点検」「住宅改修等の点検」「縦覧点検・医療情報との突合」「介護給付費通知」が主要5事業とされている。

#### 介護支援専門員

「介護保険法」に規定された専門職で、『要介護者又は要支援者からの相談に応じ、及び要介護者等がその心身の状況等に応じ各種サービス事業を行う者等との連絡調整等を行う者であって、要介護者等が自立した日常生活を営むのに必要な援助に関する専門的知識及び技術を有するものとして介護支援専門員証の交付を受けたもの。』と定められる。居宅介護支援事業所や介護保険施設に必置とされている職種で、一般にケアマネジャーとも呼ばれる。

#### 介護予防支援事業所

業務委託と受け、要支援者が介護予防サービス等を適切に利用できるよう、心身の状況、置かれている環境、要支援者の希望等を勘案し、介護予防サービス計画の作成やサービス事業者等との連絡調整を行う事業所。

#### 介護離職

家族を介護するために労働者が仕事を辞めること。高齢者人口の増加とともに、要支援・要介護認定者数は増加を続けており、今後もその傾向は続くことが見込まれることから、国においても「必要な介護サービスの確保」と「家族支援・働く環境改善」を掲げ、介護離職ゼロに向けた取組を推進している。

#### 輝きクラブ周南

市老人クラブ連合会の愛称

#### 鹿野高齢者生産活動センター

高齢者の生きがいづくりとして、高齢者が働く喜びと生きがいを感じ、高齢者の連帯感を醸成しながら次元の高い高齢者福祉を推進していくことを目的とした施設。

## 協議体

生活支援・介護予防サービスの体制整備に向け、市町村が主体となつて行う生活支援コーディネーター<sup>※</sup>や地縁組織、民間企業等の多様な関係主体間の定期的な情報の共有・連携強化の場。活動範囲としては、市全域の第1層と中学校区域の第2層があり、第1層は広域での支え合いのまちづくりについて、第2層は地域での助け合い活動の提案や取り組みについて話し合う場として機能する。

## ケアプラン

要支援、要介護に認定された本人や家族の希望に添った介護サービスを適切に利用できるように、本人や家族の心身の状況や生活の環境などに配慮し、利用する介護サービスの種類や内容を定めた「介護サービスの利用計画」。

## ケアマネジメント

要介護者や要支援者、家族からの相談に応じて、要介護者等が心身の状況に応じた適切なサービスを利用できるよう支援するとともに、サービス事業者などとの連絡調整を行い、要介護者等のケアプランを作成する業務。

## 高齢者虐待

高齢者が、他者からの不適切な扱いにより権利権益を侵害される状態や、生命、健康、生活が損なわれるような状態に置かれること。

## 高齢者の見守りネットワーク

「民生委員」「福祉員」などによる、見守り・支え合い活動を行う中で、個別の課題をできるだけ早い時期に発見することを目的とした活動。

## コーホート変化率法

各コーホート（同じ年（又は同じ期間）に生まれた人々の集団）について、過去における実績人口の動勢から「変化率」を求め、それに基づき将来人口を推計する方法。

## 【さ行】

### 在宅医療介護連携会議

在宅医療と介護が一体的に提供できる体制の構築を目的とし、課題の抽出と対応策の検討・今後の方針決定（優先的に取り組む課題等）・検討結果の承認を行う会議。

### 住民運営の通いの場

介護予防への効果が実証されている「いきいき百歳体操」を、住民主体で週1回行う地域の通いの場。

### 人生会議

ACP（アドバンス・ケア・プランニング）の愛称。もしものときのために、自分が望む医療や介護について前もって考え、信頼できる家族や友人、必要に応じて医療・介護の専門職（医師やケアマネジャーなど）と繰り返し話し合い、共有する取組。

## 生活支援コーディネーター

高齢者の生活支援・介護予防サービスの体制整備のため、地域において、生活支援の担い手の養成やサービスの開発、関係者のネットワーク化などを行う役割を果たす者。

## 総合事業

介護予防・日常生活支援総合事業（総合事業）のこと。対象者は、一般介護予防事業は65歳以上の高齢者、介護予防・生活支援サービス事業は要支援1・2の高齢者と基本チェックリスト該当者が事業対象者となる。

## 【た行】

### 地域ケア会議

高齢者個人に対する支援の充実と、それを支える社会基盤の整備とを同時に進めていく、地域包括ケアシステムの実現に向けた手法。地域包括支援センター等が主催し、医療・介護等の多職種が協働して高齢者の個別課題の解決、ケアマネジメントの実践力向上、個別ケースの課題分析等を重ね、地域に共通した課題を明確化し、資源開発や地域づくり、政策形成につなげるもの。

### 地域支援事業

介護保険事業の中で行われる事業は、「介護給付・介護予防給付」と「地域支援事業」に大別される。「地域支援事業」は、要介護・要支援状態になることを予防し、社会に参加しつつ地域において自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的にしている。

### 地域福祉権利擁護事業（日常生活自立支援事業）

認知症高齢者、知的障害者、精神障害者等のうち、判断能力が不十分なかたが地域において自立した地域生活が送れるよう、福祉サービスの利用援助等の支援をすることを目的とした事業。

### 地域包括ケア計画

「団塊の世代」が後期高齢者となる2025年を見据えた中長期的なサービス給付・保険料水準の推計、地域包括ケアシステムの構築に向けた計画で、第6期（平成27年度～29年度）以降の市町村介護保険事業計画は、「地域包括ケア計画」と位置付けられ、2025年までの各計画期間を通じて地域包括ケアシステムを段階的に構築することとしている。

### 適正化システム

国保連合会介護給付適正化システムの略で、不適切なサービスの解消及び不正の根絶のために、通常の介護給付審査で検出困難な不適切もしくは不正な事業所や利用者を発見し、給付の適正化に活用していくための資料を提供することを目的として、平成16年2月から運用されているシステム。

## 【な行】

### 日常生活圏域

地域支援事業や地域密着型サービスを提供する際の整備単位。保険者が、地理的条件・人口・住民の生活体系・学校区・地域づくり単位などの地域特性を踏まえて設定する。



## 認知症カフェ

認知症の人が継続的に通うことで、情緒的な安定を促し認知症の進行予防に効果的であるとされ、認知症の人やその家族、地域住民、専門職等の誰もが参加できる場。

## 認知症サポーター

認知症に関する正しい知識や認知症の人に対する接し方を学ぶ認知症サポーター養成講座を修了し、認知症の人やその家族を地域で温かく見守り支援する人。

## 認知症徘徊SOSネットワーク

高齢者などが徘徊等により行方不明になったときや、身元が判らない方が保護されたときに、警察だけでなく地域や事業所が協力し、速やかに行方不明者を発見または身元を確認する仕組み。

## 【は行】

### 標準給付費

介護給付費と予防給付費をあわせた総給付費に特定入所者介護サービス費、高額介護サービス費、高額医療合算介護サービス費、算定対象審査支払手数料を加えた費用。

### ふれあい・いきいきサロン

ひとり暮らしの高齢者など、家で閉じこもりがち、話し相手がいない、寂しいといった不安や悩みを持った人が自治会館や公民館などの身近な場所に集まり、「仲間づくり」「出会いづくり」につなげるための活動拠点。

### フレイル予防

加齢により、心身の働きや社会的つながりが弱くなった状態（フレイル）から、要介護状態になることを予防すること。

## 【ま行】

### 看取り

もともと「病人のそばにいて世話をする」、「死期まで見守る」、「看病する」という患者を介護する行為そのものを表す言葉だったが、最近では人生の最期（臨死期）における看取りを持って、単に「看取り」と言い表すことが多くなっている。

### 見守り配食サービス

安否確認の必要な方で、身体的・精神的理由により外出や調理などの日常生活に支障がある、家族からの援助が見込めない65歳以上の高齢者のみの世帯又は障害者のみの世帯を対象に、配食を通じて対象者の安否確認を行うとともに生活機能の維持及び向上を目指したサービス。

### もやいネットセンター

高齢者が安心して暮らせるよう、平成25年4月に設置された相談窓口で、平成28年1月からは高齢者をはじめ子ども・障害・生活困窮者などの「福祉総合相談窓口」として対応にあたっている。

## 【ら行】

### リハビリテーション専門職

理学療法士（PT）、作業療法士（OT）、言語聴覚士（ST）のこと



周南市高齢者プラン

第10次老人保健福祉計画・第9期介護保険事業計画  
令和6（2024）年度～令和8（2026）年度

発行：周南市 こども・福祉部 高齢者支援課  
〒745-8655 周南市岐山通1丁目1番地  
Tel：0834-22-8467